

1 議 事 日 程

5月29日(2日目)

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石黒和彦	副 町 長	北川眞木夫
総 務 部 長	中川昌一	総 務 課 長	山下雅弘
検 査 財 政 課 長	田中吉郎	防 災 安 全 課 長	大岩幹治
税 務 課 長	石黒廣輝	企 画 部 長	田中嘉久
企 画 課 長	滝本功	地 域 振 興 課 長	滝本恭史
建 設 経 済 部 長	鈴木良一	建 設 課 長	鈴木淳二
産 業 振 興 課 長	川端徳法	水 道 課 長	相川徹
厚 生 部 長	柴田幸員	住 民 課 長	宮地利佳
福 祉 課 長	神谷和伸	環 境 課 長	宮地廣二
保 健 介 護 課 長	鈴木茂夫	教 育 課 長	大森宏隆
教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	内田静治	社 会 教 育 課 長	森 崇 史

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 本 政 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 正 則
学 校 教 育 課 指 導 主 事	蟹 江 敏 広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	相 川 博 運	主 幹	大 久 保 美 保
-------------	---------	-----	-----------

[開議 9時28分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は6月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程に先立ちまして、学校給食センター所長より発言の申し出がありましたので許可します。

学校給食センター所長、宮本君。

○学校給食センター所長（宮本政明君）

失礼いたします。

5月26日、議会初日の議案第30号 財産の購入に関する質疑で、山下議員から自動揚げ物機の入札率、予定価格はどうかという御質問に対する答弁としまして、予算額は993万円、落札率は約87%とお答えしましたが、落札率という用語の定義といたしましては、予定価格に対する落札額の比率ということになり、予算額に対する落札額の比率ではございませんので、答弁の内容を訂正させていただきます。正しくは、予算額に対する落札額の比率は約87%となります。ちなみに本町では、物品購入の入札につきましては、その予定価格を公表の対象としておりませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

日程第1 一般質問

○議長（松本 保君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

大きい質問の1．総合計画の達成率について。

第6次南知多町総合計画の後期計画には、橋梁、配水管路等に関して、平成32年に向けて達成率が記載されています。達成率に関連する下記の項目について質問します。

①橋梁長寿命化事業について。平成23年より町内の橋梁の点検調査、長寿命化計画の策定及び修繕・かけかえ・耐震化が行われています。平成29年度までに完了する橋梁の数は、全橋梁数のうちどのくらいですか。全ての橋梁の耐震化等の整備が完了するのは何年ですか。

②配水池の耐震化について。平成26年度、配水池耐震化率は55.6%です。平成32年度に100%を目標としています。平成29年度中に耐震化率はどのくらいになりますか。目標達成の見通しはどうか。

③主要配水管路の耐震化について。平成26年度の配水管路耐震化率は68.2%です。平成32年度に100%を目標としています。平成29年度中に耐震化率はどのくらいになりますか。目標達成の見通しはどうか。

④防災対策に対する住民意識の満足度について。平成26年度の満足度は13.4%、平成32年度に20%が目標です。この満足度の20%という目標値は、住民の2割の方が満足すれば達成と考えているのか。また、満足度100点満点中20点を確保できれば達成と考えているのでしょうか。この目標値の20%とはどういう値ですか。東南海地震等の危険性が叫ばれている中、また安心・安全なまちづくりを町の重点プロジェクトと位置づけている中、目標値が余りにも消極的ではありませんか。

続きまして、大きい質問2番．検討事項の検証について。

昨年度6月議会の一般質問で検討すると回答された事項について質問します。

①災害用個人テントの整備については、他の資機材との優先度を考慮して検討したいと回答されているが、どのような検討をされましたか。

②町の緊急輸送道路沿いの通行障害となるおそれのある家屋の所有者に対して、ダイレクトメールを送付し、耐震化の必要性を訴えていく予定と回答されているが、昨年度、何件の家屋を対象に送付されたのか。また、結果はどうか。

③28年度に被災者支援システムを構築する予定と回答があるが、このシステムはどの

ようなものですか。

続きまして、大きい質問の3番、津波避難計画の状況と今後の予定。

現在の津波避難計画の状況と今後の予定について。

平成25年度以降、町は一次避難場所等の検証、津波避難計画等に取り組んでいますが、いまだにはっきりとした方針が明示されていないように感じます。今年度、29年度予算の中にも容量不足の一次避難場所の整備、危険と判断された避難路整備等の計画がありません。そこで、次の質問をします。

①容量不足と判断されている一次避難場所の整備、危険と判断されている避難路の整備はいつから取りかかるのですか。

②防災計画について、いつから、どこから、何をどうするという事について。また、防災対策の進捗状況について誰にでもわかるようホームページ等で開示することはできないでしょうか。

以上のような一般質問を行います。

あと再質問につきましては、自席にて行います。お願いいたします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問、総合計画の達成率についてのうち1-1、1-2及び1-3は、私、建設経済部長から、1-4は、企画部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1、橋梁長寿命化事業について。平成29年度までに、修繕・耐震化等が完了する橋梁の数は全橋梁数のうちどのくらいですか。全ての橋梁の耐震化等の整備が完了するのは何年度ですかにつきまして答弁させていただきます。

まず、町が管理する橋梁数は、撤去を予定しています3橋を除き現在230橋であり、平成30年度までに、全ての橋梁について1回目の点検調査が終了する予定です。なお、平成28年度までに点検調査が終了している橋梁は187橋で、調査結果により、修繕・耐震化等をする必要があるとされた橋梁は64橋であります。

御質問にあります平成29年度までに修繕・耐震化等が完了する橋梁数につきましては、64橋のうち、平成28年度までに13橋の修繕・耐震化等が完了しており、平成29年度に2橋において修繕・耐震化等を行う予定です。

また、全ての橋梁について、修繕・耐震化等の整備が完了するのは何年度ですかにつ

きましては、現在、国の交付金を受け、順次、点検調査、計画の策定、修繕工事を行っていますが、1回目の点検を終えていない43橋や、既に点検を実施した橋梁につきましても、2回目以降の点検調査を5年ごとに実施する必要があるとあり、経年劣化等の状況によっては、修繕工事の必要な橋梁がさらに増加することも考えられますので、完成年度は定めることができません。

町としましては、限られた予算の中ですが、緊急性の高い橋梁から随時、修繕・耐震化等工事を実施してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

今、耐震化が終わっている橋梁が平成29年度で15橋ということですがけれども、この15橋というのは、とりあえず主要な避難経路の分は終了しているのでしょうか。

○議長(松本 保君)

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長(鈴木良一君)

平成28年度までに行った点検調査により、修繕・耐震化等が必要とされた橋梁のうち、避難路整備という話でございますが、大規模な修繕が必要な橋梁の工事はほぼ完了している状況でございます。

今後につきましては、小規模修繕で済む橋梁が多くなっているというような状況でございます。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

避難路として主要な場所の橋梁は完了しておると考えてよろしいでしょうか。

○議長(松本 保君)

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長(鈴木良一君)

大規模な修繕、大きな橋からやっておりますので、そういう部分も完了しているとい

う判断で結構だと思います。以上でございます。

○4番（清水英勝君）

次をお願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-2、配水池の耐震化について、平成29年度中に耐震化率はどのくらいになりますか、目標達成の見通しはどうですかにつきまして答弁させていただきます。

本町水道事業の管理する配水池につきましては、半島側4カ所、離島側5カ所の計9カ所ありますが、現在、耐震化がされているのが、内海配水池、岩屋配水池、大井配水池、日間賀島配水池1基、篠島配水池1基、佐久島配水池で、6つの配水池が耐震基準を満たしております。残りの豊丘配水池、篠島配水池1基、日間賀島配水池1基の3つの配水池につきましては、耐震基準を満たしていない状況です。

なお、耐震基準を満たしていない3つの配水池につきましては、現段階においては耐震工事を実施しない方針でございます。理由としましては、まず豊丘配水池につきましては、平成27年度に平成37年度を目標年次にして策定した水道施設更新計画において、平成32年度に豊丘配水区と岩屋配水区を統合する計画となっており、現在の管路の接続を変更することにより、豊丘配水池を利用しなくても、岩屋配水池のみで給水が可能であると判断しているものでございます。

また、離島の日間賀島、篠島につきましては、現在、配水池を2基ずつ配置しております。それぞれ1基については、耐震性のある配水池であり、島民の生活用水は確保されている状況であり、残りの1基につきましては、予備の配水池として利用しているものでございます。この3基につきましては、耐震工事を実施することなく、取り壊しを検討する方向になると考えております。

なお、御質問の平成29年度中の耐震化率につきましては、取り壊し等を検討する3基を含めると66.7%となりますが、実質は予備として利用しています両島の配水池2基を除きますと85.7%となります。

また、耐震化率100%の目標達成の見込みでございますが、平成32年度までに、豊丘配水区と岩屋配水区を統合する計画となっておりますので、平成32年度には、実質の耐

震化率は100%となる見込みでございます。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

次の質問お願いいたします。

○議長(松本 保君)

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長(鈴木良一君)

それでは、御質問1-3、主要配水管路の耐震化について、平成29年度中に耐震化率はどのくらいになりますか、目標達成の見通しはどうかにつきまして答弁させていただきます。

御質問1-2、配水池の耐震化率でも申し上げましたが、平成27年度に策定した水道施設更新計画に基づき、現在、事業を実施しており、平成29年度末の基幹管路の耐震化率は約77%の見込みとなっております。また、平成32年度末の耐震化率でございますが、約81%になります。

なお、総合計画後期計画において、主要事業として掲載させていただきました大井配水区管路、内海配水区管路、岩屋配水区第2配水管路、豊丘配水区管路の耐震工事等につきましては、計画どおりに進捗しております。

御質問のありました平成32年度までの目標達成の見込みでございますが、総合計画後期計画に掲載させていただいた主要な4事業の耐震工事等につきましては、100%の達成の見込みでございますが、基幹管路の耐震化率につきましては、水道施設更新計画において、将来にわたり持続して安心な水道事業を継続していくために、中長期的な財政計画を策定した結果、施設等の更新もあり、平成32年度までに全ての基幹管路において耐震化工事を実施するのは困難な状況であるとの判断に至っております。

しかしながら、基幹管路の耐震化につきましては、水道事業の中においても優先的に進めていかなければならないものと考えており、現在、送水管、配水池と配水池をつなぐ管路、避難所、医療機関、給水拠点までの管路につきまして耐震化工事を進めているところでございます。

今後も、耐震化率の向上に向け事業を実施していきますので、御理解のほどよろしく
お願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

ありがとうございました。

今の 1、2、3 の答弁をお聞きしまして、平成32年度までには主要な大きな橋の整備
も完了、そして、配水池のほうの耐震化も完了すると。そして、4 つの主要の管路のほ
うの耐震化も完了するというので、平成32年度におきまして、災害が起きたとき、ラ
イフライン等の確保はできるということよろしいでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長（鈴木良一君）

先ほども答弁させていただきましたが、水道の基幹管路が少しおくれておりますが、
それ以外は32年度までにある程度の完了をするという格好でございますので、御理解の
ほどよろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

ありがとうございます。

平成32年度以降、橋、配水池、管路以外に、何か公共の建物、設備で耐震化計画とい
うのはもしあれば教えてください。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

公共施設における今後の耐震化の見通しということでございますが、現在、南知多町
のほうには非常に多くの老朽化施設がございます。ただ、その更新等に係る費用等、
こういったものを今後のシミュレーションのほうを公共施設総合管理計画ということで、

昨年度策定をしております。

今後は、この計画に基づきまして、また計画的に進めていくということになっております。現在、特にここということを全て計画に具体的に盛り込んでおるわけではございませんが、今後はこうしたことをまた広い目で見ながら、長期的な視野に立って計画をしていくと、こういうことになろうかと思っております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

ぜひとも長期的な視野に立ちまして、重要性のものから順次、整備していただきたいと願っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長(松本 保君)

企画部長、田中君。

○企画部長(田中嘉久君)

では、御質問1-4の防災対策に対する住民意識の満足度について、目標値の20%とはどういう値ですか、目標値が余りにも消極的ではありませんかとの御質問について答弁をさせていただきます。

御質問にあります防災対策に対する住民意識の満足度13.4%というのは、平成26年度南知多町住民意識調査において実施いたしました住民アンケートの結果に基づく数値でございます。この意識調査は、第6次町総合計画の策定に当たって、平成20年度に実施した調査との比較のために、平成26年8月に行ったものでございまして、防災対策の項目は、公共交通機関、介護サービスなどの50の行政施策項目の中の一つとして、「満足・まあ満足・普通・やや不満・不満」この5段階で回答をしていただいたものでございます。

ここでいう満足度は、「満足・まあ満足」と答えた人の割合でございまして、平成20年度の調査におきましては11.9%となっております。この総合計画策定時に設定をいたしました計画目標年度、平成32年度でございますが、ここにおける目標値が御質問にある20%であります。

この満足度20%という目標値でございますが、決して理想的な状態を示すものでござ

いません。今後もさらにこれを高めていくということが必要と考えておりますが、計画策定時から見ますと2倍近い値を設定しておりまして、決して消極的な目標とは考えておりません。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

今、平成29年度時点では、満足度は大体何%ぐらいでしょうか。

○議長(松本 保君)

企画部長、田中君。

○企画部長(田中嘉久君)

今現在の満足度ということですが、これは意識調査を行ったその結果でございます。

意識調査のほうは総合計画の進捗に合わせて実施をしておりまして、前回は平成26年度に実施、その前が20年度に実施と、こういうふうなことでございます。これは、第6次総合計画の策定初年度のための計画調査、これが20年度に行っておりまして、26年度はその中間年の見直しのための調査でございます。

今後の見通しといたしましては、この計画の策定、次期計画の策定に合わせた調査のほうを予定しておりまして、これは計画策定年32年度の前年ということになるのかなどいうふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

平成32年度にどういう数字が出るかわからないんですけども、やっぱり1年ごとのPDCAで、しっかりと目標の平成32年度20%に達成するようにやることが必要じゃないかなと思っております。ぜひとも5年ごとではなく、できれば毎年、住民の人の意見を聞いてやるというようなことをしていただきたいと思っております。

続きまして、今、不満と考える住民が、平成32年度にはまだ80%いるということをご

のように考えられますか。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

この調査の中では、満足度は「満足・まあ満足」と、こういう答えの方を拾っておるわけですが、今の御質問の中にございます「不満」ということに対して申し上げますと、平成26年の調査の時点では、「不満」と答えた方は4.7%、「やや不満」と答えた方が14%ということで、合わせますと18.7%でございます。あと残りの方は、「普通」と答えられた方が非常に多い、さらには「わからない」というふうに答えられた方が多いということで、80%の方が「不満」というふうにお答えをしたわけではございません。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも%だけではなくて、「不満」と考えている人の何が不満かというそこが一番大事なところだと思いますので、そこを十分検討していただきたいと思います。

続きまして、先ほどの橋梁等の話なんですけれども、町のほう、ハード面につきまして、着実に平成32年度目標達成できるように、配水管とか橋梁の工事や何かはしっかりしているんですけれども、そういうのがどうなんですか、住民にはしっかりPRされているのでしょうか。そういうことがしっかりPRされていれば、もっと住民の満足度というのも上がるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

なかなか満足度が上がらないということは現実としてございます。

この2つの調査、平成20年度と26年度の2つの調査を比較してみますと、満足度につきましては11.9%から13.4%ということで、1.5ポイントほど高くなっております。一方、先ほどもありましたが、「やや不満・不満」と答えた方の割合というのは、合わせますと18.6%から18.7%ということで、ほぼこちらのほうは横ばいでございます。この

2つの調査の間を考えてみますと、平成23年に東日本大震災がございました。このような大きな自然災害を経験した後に、こうした「満足・まあ満足」と、このようにお答えいただいた方の割合が、このように上昇が見られたということから、一定の評価をいただいていると、このようにこちらのほうは受け取っております。

ただ、この13.4%という数値につきましては、先ほどの清水議員の御質問にもありましたように、決して目標値に対して十分な進捗と言えるものではございません。今後も、これにつきましては高めていく必要があるかなあというふうに思います。

ただ、こういった意識調査の数値だけではなくて、例えばこの意識調査の中では、「わからない」というふうに答えた方の割合を見ても13.1%から9.7%に減少しております。こうしたようなことというのは、やはり23年の東日本大震災、こうした経験を通して防災だとか安全だとか、こういったようなことに対して非常に高い関心が寄せられるようになったと。そういう中でもこうしたような数字にあらわれておまして、地域の安全対策だとか、こういったようなことに非常に意識が高まっていると、こういうことにつながっているんだろうなというふうに思います。

今後でございますが、この目標につきましては、清水議員言われるように、そちらのほうからぜひ正しい情報を提供しながら、こうした満足度を高めていくと、こういったような取り組みを続けていきたいなというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも町としては、私は橋梁とかそういうのはしっかりやられていると思います。そういうことをPRしていただきまして、住民の人としてはやっぱり何がやっているのが、今何をしているのか、そこがわからないことであって、だから不安、先が見えない、そういう不安があるんじゃないかなと思っておりますので、PRをしっかりわかりやすいPRをしていただきたいと思っております。

そして今、今までの答弁を聞いておまして、町の今やろうとしていること、大変重要性のあることだと思いますけれども、住民が求めていることと相違があるんじゃないかなと思っております。住民は、私、周辺の人によく聞きますと、災害発生から3日間、町の支援、県の支援が来るまでの間3日間、どのようにして自分たちはやったらいの

か、そこに不安を持っているような気がいたします。ぜひともその相違を埋めるような形で、公助だから共助、自助のことはできない、そういうことではなくて、公助におきましても、自助、共助の推進、それから引っ張り上げていくことはできると思います。その辺をやっていただきたいと思っております。

そして、昨年、議員研修で下條村へ行ってきました。そのとき私、感じたんですけども、下條村は、協働ですごく住民が町のこと、村のことをやっております。その最初のスタートというのは、住民から起きたのじゃなくて、町長の強い意志、ビジョンを持って、そしてしっかりと住民にどういう役割をしてほしいということを明示して、下條村の現在の形があると思います。

そのようなことで防災につきましても、自助、共助のどういう形、どういうビジョンを持ってほしいと、それを町のほうで示していただきまして、その役割はどうなんだということも示していただきまして、住民が取り組んでいける、そういう形がいいのではないかと思っております。どうでしょうか、町長。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今、議員のおっしゃいます公助のことだけではなくて、自助、共助に対しましても、公助の方法からできることがあるんじゃないかという御質問だと思います。まさしくそう思っております。およそ防災ということに関しましては、町民の皆様一人一人の自助の力を伸ばすこと、共助の力を伸ばすこと、公助の力を伸ばすこと、それが全体で見て地区防災力が上がるということですので、お互いに求め合いながら、作り合いながら、地区の防災力が上がるものと思っております。

今、御指摘いただきましたできるだけ広報をしっかりと、わかりやすくして、住民満足度を、安全な部分での満足度を上げるということが必要だということを御指摘いただきましたが、まさしくそのとおりではありますが、この20%も含めまして、このアンケートの仕方が、防災力全般に対してとっているものでございます。

今、御指摘いただきました橋梁につきましても、配水池の耐震化につきましても、計画に基づきましてやれるところはやっておるわけですが、その中で安心までいくというのはなかなかできるものじゃありません。自分たちが動き出して初めて興味を持って、それからやらないかなという意識が変わって、何をやるかということ、共助と公助

をお互いに連携しながら、自助を高めていくというところに向かっていきたいなと思っております。

今回の清水議員の質問、20%は低いんじゃないかと。まさしくこれが低いんだろうか、あるいは高いんだろうかという議論が町民の皆様方に起きていただければ幸いと思っておりますし、先ほど企画部長が答弁いたしました、あの震災があってこれだけしか伸びないのかと思うのか、全体的なアンケートを見ますと「わからない」から含めて、意思が高まったとしたら、その数字が80%かもしれません。そういうのを分析しながら、安全・安心なまちに向かって連携をしながら、まちづくり協議会も私たち主導のところもあるかもしれませんが、本来自主的にできてきたまちづくりに対して、どういう協力をするかという中で、防災に対する地域まちづくり協議会もできてまいりました。ぜひ連携を深めて、町民全体の安全・安心に向かって努力してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

町長、ありがとうございました。

次、大きな質問2、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2. 検討事項の検証についてのうち、2-1は私、総務部長から、2-2は建設経済部長、2-3は企画部長からそれぞれ答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1、災害用個人テントの整備については、他の資機材との優先度を考慮して検討したいと回答されているが、どのような検討をされましたかについて答弁させていただきます。

町で所有いたします防災資機材につきましては、まだまだ不足している状況でありまして、整備に当たっては、避難所での生活に寄与する優先度の高い物品から順次配備していく必要があると考えております。

個人用テントは、必要な資機材だと思われませんが、町における整備といたしましては、

現在のところ、既存の避難所内で使用する資機材の充実を優先させることを考えております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

今、避難所内で最優先にする資機材からそろえていくということなんですけれども、最優先、今しているものというのは何と何、どういうものがあるんでしょうか。

○議長(松本 保君)

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長(大岩幹治君)

今現在、避難所のほうで整備する必要と考えている優先度の高いものとしましては、非常食のほうを考えておりまして、そちらのほうを優先的に整備していくということで、今年度も予算を設けまして購入していく予定であります。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

できましたら、非常食、その次に何、そしてその次に何とわかりやすい整備の仕方、それを皆さんに明示していただきたいなと思っております。

次の質問をお願いします。

○議長(松本 保君)

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長(鈴木良一君)

それでは、御質問2-2、町の緊急輸送道路沿いの通行障害となるおそれのある家屋の所有者に対して、ダイレクトメールを送付し、耐震化の必要性を訴えていく予定と回答されているが、昨年度、何件の家屋を対象に送付されたのか、また結果はどうかにつきまして答弁させていただきます。

昨年の6月議会において、ダイレクトメールを送付し、耐震化の必要性を訴えていく

予定であるとの答弁をさせていただきましたが、その後、ダイレクトメールよりさらなる効果が見込めるのではないかということで、各家庭への戸別訪問に変更させていただきました。

なお、平成27年度に実施しました現況調査においては、緊急輸送道路に面する通行障害となる可能性の高い建築物は55棟ありました。戸別訪問につきましては、この55棟のうち、建設課が実施しております木造耐震診断の対象となる木造住宅2階建て以下の住宅、27棟の所有者の自宅を訪問させていただき、結果としましては、4棟の住宅において耐震診断を実施していただきました。

今回、戸別訪問で直接所有者にお会いし、耐震化の必要性を説明できたことにより、ダイレクトメールを送付した場合と比較して、診断を実施していただいた方が多かったものと考えております。

今後も、多くの方に耐震診断を受けていただくために、ダイレクトメールの送付ではなく、戸別訪問を実施して耐震化の必要性を訴えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

耐震診断を受けられた件数が4件ということなんですけれども、そのうち実際耐震化されたのは何件なんでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木淳二君）

28年度に4件、耐震診断をしておりますが、こちらの4件につきましては、まだ耐震改修等は行っておりません。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

こういう危険家屋の持ち主の住民さんが、耐震化の工事を取り組みやすいような何か優遇措置等を考えていただければもう少し上がるのではないかと思いますので、そのような措置、またできたら検討していただきたいと思います。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問2-3、被災者支援システムはどのようなものかについて答弁をさせていただきます。

この被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災発生当時の兵庫県西宮市の職員が、みずからの被災体験をもとに開発したシステムでございまして、その後の東日本大震災での被災者対応業務における経験やノウハウなどを反映して改良を重ね、汎用ウェブシステムとして地方公共団体に公開・提供されているものでございます。

このシステムは、住民基本台帳を基盤にいたしまして、被災者の氏名・住所等の基本情報に加えまして、家屋等を含む被災状況全般を管理し、罹災証明書の発行等に幅広く対応するシステムでございます。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

次の大きな質問3をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

御質問3-1、容量不足と判断されている一次避難場所の整備、危険と判断されている避難路の整備はいつから取りかかるのですかについて答弁させていただきます。

容量不足と判断されている5カ所の津波一次避難場所のうち、道路上などのオープンスペースの活用によらず、整備が必要と考えられる2カ所への対応につきましては、現在、国の交付金の活用を念頭に、県と協議しながら事業内容について調査・検討を続け

ている状況でありまして、来年度から事業実施に係る測量に取りかかることを考えております。

避難路の整備につきましては、これまでも各区からの土木要望の内容を踏まえ、工事を実施しておりますが、平成28年度には、これまで土木要望があったもののうち、津波一次避難場所に向かう経路の整備について、委託業務により舗装や手すり設置といった工事内容や概算事業費を具体化する作業を行っております。

今後、事業の実施に当たりましては、役場内での詳細な検討・調整を経て、事業実施の可否や時期について判断することとしております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

そうしますと、容量不足の避難場所については、来年度より測量等を始めるということ。そしてあとは、避難経路のほうについては、今からまだ検討するので時期はわかりませんと、そういうことでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

先ほど部長が答弁しました容量不足については、来年度から測量のほうに入る予定をしております。避難経路につきましてはわからないということではなくて、この経路の整備につきましては、毎年、建設課のほうで土木要望というのをに入れております。そちらのほうの要望と、私どもの防災安全課の計画の中でやろうということで考えたものがあれば、土木要望の優先箇所、そして要望の優先的にやっていかなければいけないところも対象としてやっていくということで、建設課のほうと私どもの防災安全課と横の連携をとりながら進めていく予定をしております。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

いろいろ今答弁されましたけど、実際として私たちが、じゃあいつから、どこの何を、

どういふのを取りかかるといふことが、まだ全然今の話を聞きましてもわかりません。早目にそういう計画立てていただくことはずっと要望しているんですけども、なかなかしてもらふこともできません。ぜひとも早く住民に明示していただきたいなと思っております。

そして、この避難経路等のことにつきまして過去の答弁や経過を見ますと、平成29年度、26年度で、災害危険の判定計画業務委託をコンサルに委託して、27年度には津波避難対策緊急事業計画を策定して、国のほうに津波避難整備を要望するという予定でしたけれども、28年度に県のほうから指示がありまして、そういうことができないということで、また新たにゼロのスタートになりまして、そして28年度の答弁の中で、町単独で整備するのもしないのか、それとも県の情報交換を重ねて、これから町内の避難経路の対応をしていくと、そういうふうに答えられているんですけども、今、29年度になっても、いまだにまだ町のほうとの情報交換をまだしていくということなんですけれども、なかなか目に見えて進んでいくことがないんですよ。そんなに避難経路をつくるのが難しい問題なのかなと考えるんですけども、どうしてこんなに容量不足の避難場所の進捗が進まないのか、何か理由があるのか、進まない原因があるんだったら教えていただきたいと思っております。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

先ほど申しました容量不足の避難場所の整備なんですけど、昨年度の議会のほうで、緊急重要計画、会計検査の関係もありまして、国・県のほうからは難しいという回答を一旦いただきまして、議会のほうでも、一旦町としては計画を取りやめるというお答えをさせていただきます。ですが、その後、また町のほうが県や国に働きかけまして、何とか南海トラフ避難強化地域に当たる南知多町の補助率上乘せ3分の2の緊急事業として計画できないかということで、再三、県・国と協議をしております、何とか進めていけるのではないかとということで、先ほど29年度に測量を行って事業を進めていくという回答をさせていただきました。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

県・国のほうへの要望は、このまま引き続きしっかりしていただきたいと思っております。しかし、現状として避難経路、それから容量不足の避難場所の整備というのは進んでいませんので、今、各地区に防災会等が大分充実して動いております。そういうところがやりやすい、そういうような補助金、そういうことをもう一度考えてもらうことはできないのでしょうか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

各自主防災会の補助金のことなんですが、町としても当初、各自主防災会の資機材の整備ということで2分の1の補助をつけて、各地区について整備をお願いしましたが、なかなかこれも全地区が要望されている状況ではございません。この補助金の制度ができてからある程度年数もたっておりまして、各自主防災会の状況もいろいろ変わってきております。町としましても、いつまでも資機材の2分の1の補助について残しておいていいものかどうかというのは課内の検討課題でもありまして、今後、避難路整備の補助金であるとか、自主防災会活動の補助金等の内容の見直しも必要ではないかというふうに考えております。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも内容の見直しをしていただきまして、自主防災会等が一次避難場所、避難経路の整備できるようなそういう補助金制度を考えていただきたいと思っています。

そして、いろんな理由はあると思いますが、現実として一次避難場所や避難経路の整備が進んでいないということは現実ですので、いろいろな事情もあるとは思いますが、そこが少しでも目に見えて改善されていく方法を考えていただきたいと願っております。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

この件に関しまして、まず一次避難場所につきましては、一次避難の困難地域はうちはないわけでありまして、準避難困難地域につきましては、2つ今課長が申し上げたように、急傾斜とか砂防とかいろいろなものの費用の関係で厳しいかということで見直しを図った中で、今その2カ所を進めようとするわけでありまして、避難経路というのは、言葉の定義をちょっとここで言わせていただきますが、避難路というのは私たちが指定した場所です。一時的な場所、あるいは避難所に行くためです。避難経路というのは、一人一人町民の皆様がどこを歩いていこうと、そこが避難経路であります。よって、61カ所の避難路が指定されておりますが、それは各区長様とかそういう方々から、地域から上がってきたものがまず避難路として設定させていただく中で、危険と判定調査等やりながら変えていく場合も、当然、自主防災組織とかの協議の中でやっていくべきでありまして、避難経路につきましては、今、いろんな避難路をつくるために材料支給とかありますよね。そういうもので個々の対応をお願いしたいなあという判断をして位置づけてあると。よって、ちょっと誤解を受けていただくとまずいと思ひまして、まず一次避難場所というのはオープンスペース、道路や何かがあって、容量は長くはないわけでありまして、ただ、避難困難者の方々とかそういう方々に対しては、準避難困難地域としてうちはありますので、そういうところに対してしっかり今から手当てをしていくという流れだけは御理解いただきたいと答弁をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○4番（清水英勝君）

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問3-2、防災計画について、いつから、どこから、何をどうするということについて、また防災対策の進捗状況について誰でもわかるようホームページ等で開示することはできないでしょうかについて、答弁をさせていただきます。

町において、現在のところ、各種防災対策の進捗状況がわかる計画等はございません。県においては、平成26年12月に、今後取り組むべき地震防災対策を取りまとめた行動計画である第3次あいち地震対策アクションプランを定めており、重点的に取り組む事項

に位置づける、特に重要な69のアクション項目については、その進捗状況をホームページで公表しております。こうした事例を参考にしながら、町におきましても防災対策の項目を整理したアクションプランの作成や公表に向けた検討を行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

ぜひともわかりやすい情報提供、今、非常食をやっております、その非常食が終わりましたら次何に移ってというステップアップしていくのがわかるような公表ですか、していただきたいなあと考えております。

そして、最後になりますけど、今回この質問をしまして、町の考えている防災の対策と住民が求めている防災の対策に、やっぱりまだ大分相違があるのかなど。町は当然公助ですので、公助優先に公助の重要性からやられておると言うんですけども、住民としては、その3日間どうやって生き延びたらいいんだろうか、そこがやっぱり一番心配だと思いますので、そこが防災会等で地元で自分たちで作りあげていけるようなその方針立てを、ぜひとも町、そして町長に引っ張っていただきたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松本 保君）

以上で、清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時35分までといたします。

[休憩 10時26分]

[再開 10時35分]

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、12番、榎戸陵友君。

○12番（榎戸陵友君）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、原稿の朗読によります。よろしくお願いいたします。

1. 空き家対策について。

本町では、近年、急激な少子・高齢化の進行に伴い、過疎化が進んでいます。その結果、空き家が増加しました。

そこで、平成25年に南知多町空き家等の適正な管理に関する条例をつくりました。目的は、空き家等の適正な管理について、所有者等、町民等及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する空き家等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、危険な状態にある空き家等による事故、犯罪を未然に防止し、もって町民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することとしています。

また、危険な状態とは、老朽化または暴風、豪雨、地震その他の自然災害により建築物等が倒壊し、または建築物の一部が飛散、落下する等のおそれのある状態や、不特定の者が建築物等またはその敷地に侵入し、犯罪等を誘発するおそれのある状態とあります。

この条例は、平成26年4月1日からの施行ですので、丸3年が経過しました。この間、条例の効果により改善された物件もあると思いますが、まだ危険な状態の空き家が放置されたままになっているとか、景観が悪いとか、対策が進んでいないとか、住民の声がしばしば聞かれます。現在、どのような状況にあるのかお聞かせ願いたいと思います。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 現在、危険な状態の空き家は何軒あるか、把握しているか。

2. 空き家等が危険な状態にあるとき、その所有者に対し、その危険を除去するために必要な措置に関し、助言・勧告・命令をすることができるかとあるが、今までにそれぞれ何件行ったか、またその結果はどうか。

3. 南知多町空き家等対策審議会が開会されたことはあるか。

4. 南海トラフ巨大地震が危惧される中、避難所として重要とされている公民館や小・中学校に通じる道沿いにある危険な状態の空き家は、特に早急な対策が必要であると思うが、いかがか。

5. 町当局は、今後、危険な状態の空き家対策をどのように考えているか。

次に、2つ目、師崎サービスセンター（大井公民館）の利便性を考える。

本町では、町役場の出先機関として内海、師崎、篠島、日間賀島に各サービスセンターを設置しています。そこで、住民票、印鑑証明、戸籍等、税務課各証明等の交付事務など、豊浜の本庁まで足を運ばなくても十分に用件を満たすことが可能です。また、公

民館と併設されていて、各区の行事や住民の社会教育に関する生涯学習等の事業など、地域活動の拠点として活用されています。この公民館は、現在いつ来てもおかしくないと言われている巨大地震や他の災害発生時には、本来の機能のほか、住民の安全を確保する避難所としての機能も果たします。住民にとってなくてはならない重要な公共施設となっています。

しかしながら、現在、大井にある師崎サービスセンターは、駐車場が狭く、入り口の角には壊れかけの空き家があり、とても危険な状況で、景観も悪く、多くの住民が利用する割には利便性がよくないと考えます。

そこで、町当局に早急に何らかの対策をお願いしたいと思います。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 内海、師崎、篠島、日間賀島の各サービスセンターでは、各種の交付事務が年間何件あるか。

2. 町公民館内海分館、山海公民館、大井公民館、師崎公民館、篠島開発総合センター、日間賀島公民館の年間の利用者数は何人か。

3. 各公民館の駐車場は何台可能か。

4. 現在、大井公民館の駐車場は非常に狭いです。サービスセンターや大井区の事務所が併設されていて、何か行事があると機能しません。住民はとても困っています。町で改善策を検討していただけないでしょうか。幸い隣には駐車場になりそうな空き地や、すぐに取り壊したほうが良いような危険な状態の空き家があります。所有者に相談して、購入するか、借りるかしていただけないでしょうか。

5. 以前にもお願いしましたが、片名区へ区の事務所を併設した公民館の建設を検討していただけないでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。町当局の明確なる回答をお願いいたします。

再質問がある場合は、自席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問の1-1、現在、危険な状態の空き家は何軒あるか、把握しているかについて答弁をさせていただきます。

町民からの情報提供を受けまして、町において調査を実施した66件のうち、危険除去

済みの16件と助言対象外などの9件を除いた平成28年度末時点の危険空き家の件数は、合計41件でございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

平成28年3月には、危険度判定が60件、除去済みが7件ということでありましてけれども、その1年間の間に減ったわけですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

調査した件数、また除去した件数というのは、28年3月からふえておりまして、先ほど部長が答弁しましたように、調査をしたのは60から66件、危険の除去については7件から16件ということであっております。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

わかりました。

次、2番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-2、空き家等が危険な状態にあるとき、その所有者に対し、その危険を除去するために必要な措置に関し、助言・勧告・命令をすることができるが、今までにそれぞれ何件行ったか、またその結果はどうかについて答弁させていただきます。

助言につきましては、これまで町において調査を実施した66件のうち、56件の物件に対して、所有者等へ実施しておりまして、勧告・命令については行っておりません。助言後、取り壊しや侵入防止措置など危険除去の対応が行われたのは16件でございます。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の中の第12条では、町長は、第10条で命令を受けた者がその命令に従わない場合、行政代執行により代執行を行うことができるとありますけれども、助言をただけで16件が除去されたわけではなくて、町のほうから命令をして代執行されたことはありますか。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

代執行をしたというケースはございません。あくまでも先ほどの助言から、所有者等によります除却が行われたということでございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

次、3番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-3、南知多町空き家等対策審議会が開会されたことはあるかについて答弁させていただきます。

南知多町空き家等対策審議会は、平成26年4月の条例施行後、年3回ずつ、計9回開会しております。以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

この開催される議事といたしますか、何をされて、年3回されて、9回行ったとありますけれども、この中ではどのようなことが議事としてありましたか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

議事の内容としましては、住民の方から情報提供のあった空き家をまず職員が現地のほうに確認に行きます。その後、愛知の建築士会というところに建物の危険度の判定をさせていただいておりますので、建築士の方に現地に行って判定をしてもらいます。その判定の結果をもとに一覧表にまとめまして、例えばこの物件は危険だから助言の必要があるというふうで、町のほうが審議会のほうに諮問をいたします。審議会において、じゃあこれは助言をする必要があるということで判断をさせていただきまして、町は所有者等の方に対して助言、危険だから対応するよといった内容の文書を出しております。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

除去をする場合に、侵入防止の措置、あるいは取り壊し等があるわけですが、そういった取り壊しのほうは、その所有者が実費で行われるんですか、それとも町のほうである程度補助がおられるんですか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

取り壊しのほうにつきましては、町のほうで補助金を20万、限度額で出してやっていただくことがあります。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

取り壊しもなかなかお金がかかるので、もう少し上げてもらいたいなあと、そのように考えていただきたいと思います。

4番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-4、避難所として重要とされている公民館や小・中学校に通じる道沿いにある危険な状態の空き家は、特に早急な対策が必要であると思うがいかがかについて答弁させていただきます。

避難所に向かう経路に危険空き家がある場合、地震による強い揺れにより建物が倒壊し、経路を塞ぐおそれが考えられます。南知多町空き家等の適正な管理に関する条例では、第3条において、所有者等は、空き家が危険な状態にならないように、当該空き家等を適正に管理しなければならないと定め、また平成26年度に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法でも、第3条において、空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする規定をされております。

したがいまして、第一義的には、空き家の所有者等がみずからの責任により計画的に対応することが前提になりますが、防災上の危険性が比較的高いと考えられる物件に対しては、危険空き家の所有者等に対して助言等の是正措置の際に住民の避難の障害になる可能性が高いなど物件の危険性を重点的に伝えることにより、所有者等に危険除去を促していくことを考えております。以上でございます。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

大きな災害が起きた場合、やはり公民館が対策本部として、そしてまた小・中学校は避難所として使われます。空き家が倒壊して道を塞げば、そこに避難していくこともできません。できるだけ優先的にその道沿いの空き家を取り壊す、今おっしゃいましたけれど、助言ということですが、もっと積極的に対処するべきではないかと思えますけれども、その点はもう少し考えていただけませんか。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

そういった危険な警戒場所の助言をする際に、先ほども申し上げましたが、今ありました公民館の避難場所または小・中学校等に行けないということで大変な危険な状態にあるということを申し添えまして、御協力いただきますようやっていますので、よろしく願いいたします。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

そういった助言をしても、やはり金銭的な問題とか、あるいは家族の問題とかいろいろあると思いますけれども、そんな中で、やはり避難できなくなるような人もたくさん出てくると思います。そんなことを考えると、もうちょっと真剣に考えていただかなければいけないなと思いますが、今後ともそういった対策に頭を使っていただきたいと思います。

次、5番をお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1－5、町当局は、今後、危険な状態の空き家対策をどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

南知多町空き家等の適正な管理に関する条例において、危険な状態の空き家は、居住し、または使用する者のないことが常態であると認められ、老朽化または暴風、豪雨、地震その他の自然現象により建築物等が倒壊し、または建築物等の一部が飛散、落下する等のおそれがある状態、不特定の者が建築物等またはその敷地に侵入し、犯罪等を誘発するおそれのある状態にあるものとなっております。

これまで町においては、情報提供をいただいた危険な状態の空き家に対して、建築士による危険度判定調査を行い、条例に基づく是正措置を行ってまいりました。そして、今年度、空き家対策特別措置法に基づく空き家対策計画を策定する予定でございます。

この計画においては、危険空き家に限らず、利活用可能な空き家も含めた空き家に関する対策の基本的な方針を定め、町の考え方を明確にするものでございます。また、所

有者等による危険空き家の除却に対しては、現行の町の補助金に加え、空き家対策計画の策定により活用可能となる国や県の補助を活用しながら所有者等の負担軽減を図り、危険空き家の除却を促進していく考えでございます。以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今お聞きしましたが、大変いい空き家対策計画というのが今年度やられるということで大変期待をしております。壊れかけた空き家がなくなって、住民が避難することができる、そして命が助かる、大変すばらしいことだと思います。この空き家対策計画、十分に審議をして、とりまとめていただきたい。そして、住民の皆さんが安心・安全に暮らせるまちづくりに貢献をしていただきたいと思います。

次、大きい2番のほうに行ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、質問事項の2、師崎サービスセンター（大井公民館）の利便性を考えるの御質問につきまして、1は私、総務部長から、2から4は教育部長から、5は企画部長から答弁をさせていただきます。1から5を続けて答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○12番（榎戸陵友君）

ちょっと待って。1から4にして。

○総務部長（中川昌一君）

わかりました。1から4を続けて答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1、内海、師崎、篠島、日間賀島の各サービスセンターでは、各種の交付事務が年間何件あるのかについて答弁をさせていただきます。

平成28年度実績で、内海サービスセンターの交付事務は、住民課住民票等交付関係が3,706件、税務課関係が1,341件、計5,047件。師崎サービスセンターは、住民課住民票等交付関係が2,219件、税務課関係が532件、計2,751件。篠島サービスセンターは、住民課住民票等交付関係が1,544件、税務課関係が446件、計1,990件。日間賀島サービス

センターは、住民課住民票等交付関係が1,599件、税務課関係が545件、計2,144件であります。以上でございます。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

続きまして、御質問の2-2、各公民館の年間の利用者数につきまして答弁をさせていただきます。

平成28年度実績でございますが、町公民館内海分館につきましては8,377人、山海公民館につきましては3,358人、大井公民館は5,407人、師崎公民館は1万1,011人、篠島開発総合センターは9,482人、日間賀島公民館は5,389人ございました。

次に、御質問2-3の各公民館駐車場の駐車可能台数につきましてでございますが、町公民館内海分館は43台、山海公民館は17台、大井公民館は7台、師崎公民館は13台、篠島開発総合センターは6台、日間賀島公民館についてはゼロ台であります。

次に、御質問2-4です。大井公民館の駐車場が狭いことに対する改善策につきまして答弁をさせていただきます。

大井公民館敷地内の老朽化しております倉庫及び花壇などを撤去させていただきまして、駐車場として整備をすることによりまして、現在より恐らく4台ほどふやすことが可能ではないかなというふうに考えております。今後、まずはその方向で検討を進めさせていただきたく予定でございます。

なお、近隣駐車場等の借用につきましては、今後、その利用状況等を見て検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

大井区の、まず初めに11台ぐらいになるということで検討していただけてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

大井区の公民館の利用者数は年間5,407人。サービスセンターの各種の交付事務は2,751件です。年間多くの人々が利用されます。しかしながら、駐車場は7台ということで大変小さい。ほかの地区の駐車場と比べてみますと、内海分館が43台、師崎が13台、

山海公民館が17台、大変多くの駐車場があります。その点、同じ南知多町内でも公平性に欠けると思います。そういった点についてどのように思いますか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

駐車場の利用台数に対して公平性というところの観点は少し受けとめますけれども、周りの土地の状況等にもよってくるわけでごさいます、今までこうした流れで参っておりました。そういったことを改善するために、今回少しでも台数をふやすという視点で改善させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いたします。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

特に、大井公民館で何か行事がある場合ですけれども、駐車場はいっぱいになって機能しません。住民健診のときは、検診車もとまります。多くの人に来て、車をとめる場所がありません。また、祭礼のときもそうですし、それこそ今度ある選挙のときも、浜に車を置いて歩いてくる、あるいは師崎商工会の駐車場を区のほうで借りていただいて、そこに置いてくるということで、投票率もなかなか上位には行けないような状態であります。そして、平日では、役場の職員の皆さんも3台ぐらい、4台ぐらいその駐車場に置いてあります。そういったことを考えますと、やはり駐車場をもっと広くしてあげなければ、住民の皆さんがいろいろなことをやるには不便であると思います。

調べてみましたが、幸いにも隣に200坪ぐらいの空き地があります。この土地を町のほうで購入していただいて、あるいは借りていただければ、大変いい、広い駐車場ができるのではないのでしょうか。そういうことも考えておりますか。どのように思われますか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

貴重な御提言をいただきました。しかしながら、たまたま隣地にあるわけでごさいますけれども、すぐに町有地を拡大し、大々的に駐車場を整備するというところまで現在

は至っておらず、当面、できるだけ早い時期に駐車場整備をさせていただいて、その後の延長線上でサービスセンター全体の利用状況を検討させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

また、その隣には、先ほど質問しました危険な状態の空き家もあります。それも除去できて、駐車場も広くなって、一石二鳥の大変いい案、計画になると思います。よろしくお願いいたしますと思います。

また、将来的には、その駐車場の中に、今、大井小学校の中にある大変古い壊れかけの老人憩の家がありますが、その建てかえ地としても使えますし、また大井では、西、中組、浜南組、北組と3つの組があるわけですが、その中の浜南組だけ会館がありません。それを建てる建設地としても有効に使えるのではないかなと思います。どうか前向きに検討していただきたいと思います。将来ずっと使える大変貴重な財産に、町にとっても大井区にとってもなると思いますので、どうかひとつ前向きに考えていただきたいと思いますけれども、トップの町長、どう思われますか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

一連のいろいろなこと、あるいは榎戸議員の大井公民館のそういう位置づけにつきまして御提言いただいておりますが、現在、教育部長が答弁したように、まず自分たちですぐにでも対応できるところはやりましょう。隣のことを御指摘いただきましたが、とりあえず所有者がおるわけでありまして、今ここで明確な答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

今、高齢化が進み、駐車場に対しての有効性ということを御質問いただきましたけれども、まず各地区に公民館があるということに関しての有効性は保っておると思っております。そのポテンシャルというか、機能に対しての御指摘でございますが、人口減少する中、高齢化が進む中、それを克服するために皆さんに力をおかりしたいという町の協力と連携の方針もございますので、そういう流れに乗って、可能な限りできるように

していきたいと存じますが、議員の今回の指摘につきましては、すぐにここでこうして
いきたいというところが厳しいところがあるということで御了解いただきたいというふ
うに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

5番をお願いします。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問2-5、片名区の事務所を併設した公民館の建設の検討について答
弁をさせていただきます。

片名区におきましては、従来から地区の集会施設を兼ねた避難施設の建設の要望をお
聞きしておりまして、地元地区の方と協議を行ってきた経緯がございます。平成27年度
から28年度にかけては、旧片名保育所の施設利用に関しまして地元の地区関係者の方
と協議してまいりましたが、整備費用や維持管理に係る負担、運営のあり方、地域全体
での合意形成、他の地区との公平性などの課題に加えまして、旧保育所施設の耐震診断
の結果、倒壊する可能性が高いと判定をされたことから、この施設の利用につきましては
断念せざるを得ず、現在は具体的な対応方針は定まっていない状況でございます。

片名地区に公民館の建設をとということでございますが、学習講座や講習会などの開催
などで多様な学習機会を提供するという公民館の枠にとらわれず、これまでの話し合い
の経過の中で課題となった点なども踏まえまして、広い視野を持って、利用しやすい施
設を地元地区の方とともに検討していくことが必要と考えております。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

公民館つながりで、以前質問させていただいた片名の公民館の要望も回答を出してい
ただきました。

平成27年9月の議会において、片名地区の活性化について一般質問をし、区の事務所を兼ねた公民館の建設をお願いしました。その理由として、1、片名地区の最近の選挙の投票率がほかの地区に比べて非常に低いということ。2つ目に、投票所が師崎中学校であるために、高齢者が歩いていく場合、道路条件が非常に危険である。まちの西、旧保育所跡に持っていたらどうか。3、地区の集会所として使われている老人憩の家が老朽化しているが、新築の可能性はあるか。4、旧片名保育所の跡地はどうなっていくか、そこに建ててはどうか。5、町内の大字の地区で考えて、公民館がないのはおかしい。公平性という観点から、建設の必然性を生じる。6、区会や各種団体の事務所や会議、集会所の必然性並びに地区より要望書が提出されていること。7、都市計画事業基金9億1,783万円の約15.9%、1億4,600万円は、片名地区で納税された税金であるということ。8、南知多町振興基本計画によって掲げられた片名地区の主要な要望は、片名川の改修、集落内の道路の拡幅、そして旧保育所跡地を活用して公民館を及び避難所の整備をすることと、以上の理由で公民館の建設をお願いしました。

そのときの町の当局の答弁では、片名地区への公民館、避難所兼防災拠点の建設について、よく研究し、前向きに検討していくということでした。先ほど少しお話をいただきましたけれども、もう少し詳しく教えてください。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

先ほど私のほうからお答えをさせていただきました、平成27年度からにかけて、区の方と町のほうでお話し合いをした経緯がありますということですが、その中では、さまざまな問題点といいますか、課題がやっぱり出されてきております。公民館設置の基準につきましては、先ほども言われたとおり、大字ごとにあるということから、片名地区に公民館に類する施設がないこと、こういったような配慮すべき状況が認められるというふうにしながらも、やはりそのときは旧片名保育所跡地を想定したものでございましたので、この施設の耐震性というのが一番大きな課題となったと思われま

す。ただ、この協議の中では、先ほども議員さんのほうからもいろいろな理由を述べていただきましたけれども、こちらの区の協議の中でも、その区の事務所の設置の、この区の負担のあり方、あるいはこの施設の建設、そして維持管理、こういった地区との負担

のあり方の問題、そして地区全体での合意形成の問題、新師崎、それから長谷の地区、こういったような方との間で合意形成ができるのかというようなことが、片名保育所の跡地を想定した場合には、やはり一つの課題として指摘されていました。

また、老人憩の家のこういったようなこともこのお話し合いの中に出たという記録がございます。やはり老人憩の家の改修費、あるいはその維持管理、こういったようなものにつきましては、ほかの地区にあります老人憩の家のそういった地区の負担とのあり方とのバランス、こういったようなものが課題というふうで話し合われたと、このように承知をしております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

27年から28、29と、もう2年がたとうとしております。片名保育所跡地は無理としても、考えていただけないかなと思います。

この2年の間に、日間賀島、篠島、内海、師崎と防災拠点が整いました。これは町として大変スピーディーに各施策が行われたものと考えております。感心しております。その手腕をぜひ寄せていただきたいと思いますが、防災拠点として建てることは無理でしょうか。

○議長（松本 保君）

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

防災拠点としての利用でございますが、片名地区は、御存じのように大変低いところでございます。隣の高台につきましては、調整区域があり、建物は建てられない区域となっております。ですから、防災拠点としての位置づけのものは、建物としては難しいのではないかというふうに考えております。以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

よく検討していただきたいと思います。

さて、今回は、師崎サービスセンターの利便性について質問をさせていただきました。ほかの地域に比べると駐車場が狭く、近くに危険な状態の空き家があり、利便性が悪く、景観も悪く、住民は本当に困っております。同じように税金を納めている以上、やはり改善をしていただきたいと思います。同じまちに住む以上、公平にやっていただきたいと思います。どうか隣の空き地を町のほうで買っていただいて、駐車場にしていだきたいなど、このように思います。危険な状態の空き家を排除して、広い安全な駐車場に期待をしております。

さて、町長は今年度、高校生までの医療費を無料にして、大変な決断をされたと思います。駐車場の購入にも大変な決断をしていただきたいなあと、このように思います。どうか大井区の住民が役場へ行っても安心してとめられる、お祭りがあってもみんながとめられる、選挙があってもみんながとめられる、そんな利便性のある駐車場を確保していただきたいと町当局にお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（松本 保君）

以上で、榎戸陵友君の一般質問を終了いたします。

次に、5番、藤井満久君。

○5番（藤井満久君）

ただいま議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の1、離島高校生修学支援等の拡充について。

南知多町の篠島及び日間賀島には、以前、愛知県立内海高等学校の分校が設置されていましたが、生徒数の減少などにより、平成12年度末に日間賀島校舎が閉校となり、3年後の平成15年度末に篠島校舎も閉校となりました。離島の高校生は、島に高校がなくなったため、全員が半島側の高校に通わなければならなくなりました。そのためには、渡船による通学、さらに部活動などにしっかり取り組みたい生徒にとっては、帰りの船の時間の制約などのため、アパートでの生活を余儀なく迫られるなど、大きなハンディを抱えていました。

こうしたことを受け、町においては、教育機会の確保の観点から、国の補助事業を活用し、平成25年度から離島高校生修学支援事業に取り組んでいただいております。離島からの人口流出を食いとめ、将来、島を担っていく若者を育てるため、この事業の必要性については、私も評価しているところであります。

しかし、その補助額が必要経費の一部にとどまるため、離島高校生の保護者の経済的

負担は、なお重いものがあるのもまた事実であり、この補助制度について、今後さらに拡充していくことが必要だと考えるところであります。

そこで、以下の質問をします。

(1)以前から、離島交通費助成として、一般島民への乗船割引券の配付や通学定期の割引券の配付があったと思うが、どのような内容であったか。

(2)離島高校生修学支援事業を立ち上げた経過と目的は何か。

(3)現在、実施している離島高校生修学支援事業における海上交通費などの1人当たりの補助額、補助対象者数、年間の事業費の額は幾らか。そのうち、国・県・町の負担額は幾らぐらいか。

(4)半島側との格差是正のため、離島高校生修学支援事業の拡充について町の考えはどうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

なお、再質問については、自席にて行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

御質問1、離島高校生修学支援等の拡充についてのうち、(1)につきましては、私、企画部長から、(2)以降につきましては、教育部長より答弁をさせていただきます。

それでは、御質問(1)以前から、離島交通費助成として、一般島民への乗船割引券の配付や通学定期の割引券の配付があったと思うが、どのような内容であったかにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、一般島民への乗船割引券の配付につきましては、県の補助を受けまして、離島交通費助成事業として、離島在住の大人の方には、1往復当たり370円の乗船割引券を年間16枚、小人の方につきましては、1往復当たり190円の割引券を年間14枚配付しておりまして、平成29年度も引き続き事業を実施しているところでございます。

次に、離島から通学する学生のための通学定期に対する補助につきましては、1カ月当たり3,980円の助成を離島交通費助成事業として平成24年度まで実施しまして、翌平成25年度からは、御質問にもありました離島高校生修学支援事業のほうに移行しております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（松本 保君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

過去の私からの一般質問において、離島交通費助成による一般島民への乗船割引券の割り増しを要望させていただいたが、今後の航路助成の拡充について、町の考え方はどうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

一般島民への航路助成事業につきましては、県の補助を受けて実施しているものですが、町としましては、乗船割引券につきましては、平成24年度から年間2枚を町が単独、独自で追加をいたしまして、大人の方では16枚、小人の方に14枚を交付するようになっております。このように助成の拡充に努めてまいりました。

また、県に対しましても、補助対象の拡大などを求めてまいりましたが、今後も町民の声を県のほうに伝えまして、県の補助拡大を要望していきたい考えでございます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（松本 保君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

よくわかりました。

ここで再度改めて県に対しての補助拡充を強く要望していくことをお願いして、質問1に対しての質問を終わります。

次に行ってください。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問いただきました1-2、1-3、1-4につきましては、関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

まず、御質問1-2の離島高校生修学支援事業を立ち上げた経過と目的についてにつ

いてでございます。

平成24度に入りましてから、国におきまして、へき地児童生徒援助費等補助金が拡充されまして、高校が設置されていない離島の高校生を対象にしまして、教育費負担が重くなっている通学費、居住費等を助成した場合には、2分の1を国が補助するという制度が新たに創設されたところであります。

町といたしましては、今、企画部長から答弁させていただきましたように、以前から離島高校生への通学定期代の補助というものに当たってきたわけでありましたが、国が新たに拡充したこの補助事業に独自に取り組むということによりまして、離島高校生の通学に係る海上交通費、居住費を補助対象とすることということで、離島と半島側との教育費負担の格差を少しでも是正できるのではないということ、25年度から実施をさせていただいたところであります。

続きまして、御質問1-3、1人当たりの補助額、補助対象者数、年間の事業費の額及び国・県・町の負担額は幾らかということにつきまして答弁をさせていただきます。

現在、1人当たり月額として8,300円を補助の上限としております。28年度実績で、補助対象者数は122名、年間の補助金の総計は1,158万2,074円であります。このうち、国の補助金は579万1,000円、県の補助金は184万4,462円でありまして、町の負担としましては、394万6,612円ということになります。

次に、御質問の1-4、半島側との格差是正に係る離島高校生修学支援事業への拡充につきまして、町の考えについての御質問をいただきました。

まず、格差ということですが、高校への通学に対しまして、半島との格差、ハンディという理解でありますけれども、基本的に篠島、日間賀島には、陸続きの土地に高校が設置されていないということ、つまり高校への通学につきましては、船による通学が必要となる。または、議員御指摘のように、部活動にしっかり取り組みたいという子供たちにとっては、帰りの定期船の時間の制約ということもあります。アパート等での生活を余儀なくされるというハンディ、格差が生じているものというふうに捉えています。また、議員御指摘の補助額が必要経費の一部であることから、離島高校生の保護者の方の経済的負担は、現在でもなお重いものがあるんだろうなというふうに認識しておりまして、教育費負担に係る半島側との格差是正のために、今後、事業の拡充につきまして検討していきたいというふうに考えております。以上であります。

(5番議員挙手)

○議長（松本 保君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

ただいま半島側との格差是正のため、離島高校生修学支援事業の拡充を検討していきたい旨の答弁をいただいたが、そもそも離島高校生と半島側との格差について、町はどういった視点で捉えているかお答えください。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問いただきました、離島高校生と半島側との格差について答弁をさせていただきます。

高校生の通学方法につきまして考えてみたときに、離島の高校生につきましては、通学ということになりますと、両島からそれぞれ河和港まで船で通学をする。半島側、例えば豊浜、師崎地区の高校生の方は、バスを使って基本的には名鉄河和駅まで行くという通学という方法なんだろうなというふうに思っております。

そうした場合に、名鉄河和駅を起点として、どうした格差が生じているかなということと比較してみますと、両島から河和港までの通学定期代は、1月2万5,070円でありまして、バスの通学定期代というのは1月当たり1万800円というふうに現状はなっております。それを格差として捉えるとしますと、差額としましては、1万4,270円が離島の方については余分に御負担いただくということが必要となる金額というふうになるということでございます。現在、1月当たりの補助額というのは、船の通学定期代が先ほど御案内した2万5,070円の3分の1の8,300円を補助の上限といたしておりますが、こうした補助率につきましてどこまで上積みができるのかなあと。これが今後の検討課題といいますか、当然財源も確保した上での対応というふうになりますので、どこまでやれるかなあとというのが今の状況でございます。よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

○議長（松本 保君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

ただいまの答弁にありました格差の是正については、できるだけ早くしていただくこ

とを強くお願いして私の質問を終わりますが、せっかくの機会ですので、石黒町長の考えをお聞かせください。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

現在、南知多町では、子供が85人しか生まれておりません。子育てをする世代の皆様方に、当然高齢者と同じように手厚く施策をしていきたいという気持ちは持っております。そのような中、高校生の離島の今回の平成25年に改正しました事業を変えまして、厚くしたものの、まだ半島側の高校生の諸君と離島の高校生の諸君の差があることは承知いたしております。

そのような中、今、教育部長から答弁させていただきましたが、まず子供たちが自由に高校を選ぶことができるにもかかわらず、島にはないと。これが原点でございます。よって、通うことが必然的に必要である以上、半島側の子も同じように、離島の子も同じように、高校を自由に選んで、同じような環境で通学できるような、最低レベルとして交通費の差があってはならないというふうに思っております。

今後、さらなる県とか国とか見ながらも、必ず半島側の子と同じようなレベルまで引き上げなくてはならないと、そういう思いはしておりますので、議員の皆様方におかれましても、県・国に対しましての要望に対しまして御協力賜るようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

（5 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

5 番、藤井君。

○5 番（藤井満久君）

町長のお言葉、教育部長のお言葉、そのお言葉どおり、できるだけ早く格差の是正をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（松本 保君）

以上で、藤井満久君の一般質問を終了いたします。

次に、1 番、石黒正重君。

○1 番（石黒正重君）

議長の許しを得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

なお、再質問については、自席にて行いたいと思います。

質問事項、農地・里山の保全活用によるまちづくりについてです。

1. 「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を基本理念とする第6次町総合計画では、我が町の目指す自然環境や居住環境とまちづくりのかかわり方について、どのように示していますか。

2. 農地・里山の保全活用によるまちづくりの課題は、住民会議をもとに作成された地域振興基本計画に具体化されています。しかし、農地・里山の保全活用は、個人の所有地だけに、住民相互の理解がないと取り組みが進まない。住民相互の理解には、まちづくり会が重要な役割を持っています。町として、まちづくり会をどう位置づけているか。また、連携が必要と思われるが、連携のため、どのような対策をしているか。

3. 我が町の環境課は、ユネスコ世界会議の一環として、持続可能な開発のための教育として、環境共育講座事業を実施している。この事業の目的や趣旨は何か。

4. 昨年度、5つの団体の環境講座が実施されています。実施された講座では、農地・里山の保全に関係するのは、自然環境や農漁村環境の活用があるが、幾つの団体が実施しているか。住民は延べ何人ぐらい参加し、成果はいかがか。

5. この事業の募集要項には、応募者や団体に持続可能な社会を支える「人づくり、人の輪づくり」のパートナーになっていただくとある。このことは本事業の最終の目的と思われる。この事業への参加は、住民が自分の地域の環境を見直すいい機会になっている。そこで、「人づくり、人の輪づくり」のパートナーになるためには、参加団体の自主的な連携と、行政において企画課・環境課の連携と後押しが必要と思われるが、いかがか。

以上、壇上の質問を終わります。

自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問、農地・里山の保全活用によるまちづくりについてのうち、1及び2につきましては私、企画部長のほうから、3から5につきましては厚生部長より答弁をさせていただきます。

それでは、御質問の1です。第6次町総合計画では、我が町の目指す自然環境や住居

環境とまちづくりのかかわり方について、どのように示しているかについて答弁をさせていただきます。

第6次南知多町総合計画におきましては、その基本理念として「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を掲げております。その中で、農地や里山などの保全・活用による魅力的な居住空間の形成と、豊かな自然環境を生かしたまちづくりを目指すとする考え方をお示ししております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

町の基本計画の趣旨はわかりました。その場合、町の目指す総合計画の中の居住環境はわかりますけれども、自然環境についてももう少し具体的な説明をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

町の総合計画の中では、このような基本計画を持っておりますけれども、太陽と海と緑、この緑が示すものとして、先ほど御説明をさせていただきましたように、農地や里山の保全・活用によって、居住空間のみならず、また自然環境を生かしたまちづくりということで、産業、生活、そういったようなものの基盤といたしまして、こういった自然環境を生かしていくと、こういう考え方というふうに解釈をしております。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

南知多町における自然環境や居住環境ですけど、南知多町は、住まいは里山の地域に居住している住民がたくさんいます。その里山の近くに居住しているということは、2つの現状がありますけれども、1つの現状は、皆さんが住んでおられる住居環境の周りの山や森が非常に荒れたり、それから竹やぶがふえたりしています。また、その周りにある谷戸内といいますけれども、谷と谷の間の昔の田んぼやなんか荒れています。こういうような現状に対する町の認識はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

この基本計画の中でも、こうした里山の保全、農地の保全、こういったようなものが居住空間の形成に役立つという見方を示しておるわけでございまして、今、議員の御指摘のように、こういった里山、あるいは森林、農地といったようなものの荒廃が進んでいるという状況は、このまちの特性、住みやすいまちと、こういったような目指す姿にどうしても一致しないということになろうかというふうに思っております。都市とは違うこういった住みやすさ、これを総合計画の中でも基本理念の中の中心に据えているわけでございまして、それを進める上でも、里山・農地といったような自然環境の重要性というのは、町としても十分を認識していると、このように考えております。

○1番（石黒正重君）

2番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の2、町として、まちづくり会をどう位置づけているか。また、連携のため、どのような対策をしているかにつきまして答弁をさせていただきます。

第6次南知多町総合計画では、基本目標の一つに「住民と行政の協働によるまちづくりの推進」を掲げております。この基本目標を支える地域の自主的かつ積極的な自治活動を担う組織の一つとして、地域のまちづくり会は重要な役割を果たしていただいていると認識しております。

町では、行政と各まちづくり会相互の連携・情報交換のため、南知多町まちづくり協議会を組織して活動の支援を行っているほか、各まちづくり会の運営費や事業費に対する補助を行っております。

また、魅力ある地域づくりを推進するため、地域みずからが企画実施した事業に係る経費を補助する地域振興等支援事業補助金などを通して、自治活動の後押しも実施しております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

地域住民が自主的に自分たちのまちをよくしていきたいという組織としてまちづくり会があるということで、現在、住民側も自分たちのまちを自分たちで相談しながらつくっていかうという機運は大変各地区で高まっていると思われます。それに対するさまざまな支援がつくられて、まちづくり会も取り組みが大変しやすくなっている。それは大変ありがたいことです。

ただ、まちづくり会の中には、例えば先ほど申し上げましたように、自分の地域の自然環境の荒廃が進んでいる。その荒廃は、すぐ近くの山林であったり、あるいはすぐ近くの田んぼ地域であったりいたします。もちろん、山林とか田んぼ地域は、皆さん個人個人の所有地が大変ほとんど多いものですから、住民の十分な理解が必要になってまいります。ただ、この際、さらにもっと大事なことは、町側の地域住民が取り組んだ山林の再生とか、それから荒れた田んぼの再生等に対する、町としては、まちづくり会に対して、どのような対応をしていただけるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

ただいま議員の御指摘のように、まちづくり会におきましても、多種多様な環境問題への取り組みを行っていただいております。協議会のほうで実施します、例えば南知多環境サミットだとか、あるいは議員の御質問の中にもあります共育事業、こういったようなところにまちづくり会のほうも参加をして、環境意識の啓発、地域課題の解決、こういったようなものに取り組んでいると思っております。

町といたしましては、こういったような事業を通しまして、まちづくり会の環境共育、環境事業、こういったようなものを後押ししておりますし、またまちづくり会のほうが独自に企画いたしました事業につきましても、その事業費、あるいは地域振興等支援事業ということで財政的な支援を行っております。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

これは、例えば山林ですけれども、ある地域では、草刈りの活動をするということは、住民が自主的にできるわけです。しかし、山林全体となりますと、その地域だけでは大変無理なことがさまざまあるために、県の林務課のほうと相談をされている地域がありました。そういう場合、まちづくり会だけではとても対応ができません。その地域にある山林が荒れているために、ある程度、人が安心して出入りできるような山林にするためには、町としては何か対策はあるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

森林を維持していくということで、町としては独自の助成はございません。県のほうで、あいち森と緑づくり事業もごございますので、地元の団体、所有者の方の同意が得られて、明確な計画を立てていただければ、産業振興課のほうで御相談を承りまして、県のほうにも一緒に協議に行っていきたいと思っております。

○1番（石黒正重君）

3番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

石黒君に申し上げます。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は午後1時0分までといたします。

〔 休憩 1 1時52分 〕

〔 再開 1 2時59分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、御質問3. 環境課が実施している環境共育講座の目的や趣旨は何かにつきまして答弁させていただきます。

平成27年度から環境課において、南知多町環境共育推進事業を開設し、環境に関する幅広い分野において、子供から大人までの幅広い年齢層が参加できることを条件として、当該事業を実施しております。

この南知多町環境共育推進事業につきましては、2014年に名古屋市で開催された持続

可能な開発のための教育E S Dに関するユネスコ世界会議の理念にのっとり、持続可能な社会を支える人づくり、人の輪づくりを目的とした事業であります。

この事業では、住民、N P O法人などの住民団体、事業者、教育機関及び行政が立場を超えて協働で運営し、知識や経験、問題意識を持ち寄ってともに学び、育ち合うことをテーマとしたネットワークづくりのための事業でございます。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

環境共育講座を実施された趣旨はよくわかりました。

それで、現在この環境共育講座を実施するに当たって、先ほどのお話では住民、行政それぞれ一体となってネットワークづくりをしながら進めるというようなお話がありましたが、この事業は大変大きな問題で、そういうネットワークが大変重要な要素かと思われませんが、もう少し具体的にお話をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの石黒議員の質問に答えさせていただきます。

具体的にとということで、当町におきましては平成27年度から、先ほども部長が答弁したとおり環境共育事業を推進しております。今年度3年目というようなことになっております。

その中に、先ほども言いましたように人づくりですとか、人の輪づくりということが掲げられております。環境問題を考える場合には、一人一人の取り組みとともに、それを相互につなげる人と人との輪が重要な役割を果たしているというふうに思います。小さな輪が少しずつ大きくなり、また別の輪との接点を共有したりするなどして、個別に取り組むことよりも、それらの連携の中で取り組んでいくほうがよいかと、効果も大かなというふうに期待しております。

近年においては環境問題が社会的に注目度を増しまして、マスコミ等でも関連のトピックが毎日のように取り上げられるようになっております。一般的には環境への理解や関心が大きく底上げされていることは事実ですが、そこからもう一步環境に優しいまち

づくりを推進するためにも、人の重要性に着目しまして人の輪づくりを進めていこうというふうに考えております。そういったところで、本町におきましても昨年度も4団体、5事業による環境共育事業を行っております。そういったことで、輪を広げていこうというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○1番（石黒正重君）

4番、お願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、御質問の4. 昨年実施いたしました講座に幾つの団体がかかわり、住民は延べ何人ぐらい参加し、成果はいかがかにつきまして答弁させていただきます。

昨年、平成28年度の環境共育講座、田んぼの体験講座など5つの講座を4団体により実施いたしました。

また、5講座の延べ参加人数は、子供468人、大人393人、合計861人となっており、参加された皆さんが環境問題について考えるきっかけとなり、環境保全に対する意識の高揚につながったものと評価しています。

今後も、より多くの方に環境問題を考える契機としていただくため、本事業を継続していこうと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

参加者が多分昨年よりもふえているとは思いますが、いわゆる住民が自分の住んでいる地域の荒れた里山とかに対する関心が高まる上では、各地域の協力が大変重要になってきますが、地域の中ではどのような協力関係があるのか、把握している範囲内でお答えください。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

住民が荒れた里山に対して、環境、生態系が悪くなっていることに対して連携と申し

ますか、そういうものはどういうものがあるかという御質問でよろしかったでしょうか。

○1番（石黒正重君）

はい。

○厚生部長（柴田幸員君）

現在、環境課といたしましては、環境共育推進事業という形でさせていただいております。今の御質問とちょっと違うのかもしれませんが、里山とか、そういうものやっっていくことも非常に大切なことと認識しておりますが、現在、環境課として考えておりますのは環境共育という形で考え、進めさせていただいております。それは子供たちも含め、多くの人に御参加いただきまして、環境保全について住民の皆様の意識を変えていくことにつながればということで進めさせていただいております。

そういう中で、今言われました住民との連携ということで、先ほども話がございましたまちづくりだとか、その他のそういう連携するようなものも踏まえて今後検討していきたいというふうに考えております。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

それでは、5番をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、御質問5。「人づくり、人の輪づくり」のパートナーになるためには、参加団体の自主的な連携と、行政において連携と後押しが重要と思われるが、いかがかにつきまして答弁させていただきます。

環境共育推進事業もことしで3年目となり、本事業の検証をするためには、参加団体の意見を聞きながら、団体相互の意見・情報交換などを行う場を設けることも必要であると考えております。

「人づくり、人の輪づくり」のネットワークを広げるためには、団体等の自主的な連携が必要であり、前提となるもので、行政はあくまで、そうした皆様方の後押し役として協力する立場にあるものと考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

今回の取り組みの大前提になっています人づくり、人の輪づくりに参加された方がパートナーとなって輪を広げていくためには、今の答弁の参加団体が情報交換等、連携ができるようなことも考えたかどうかというようなことがありましたけど、具体的にはそれはどのような形になるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

人づくり、人の輪づくりということでネットワークを広げるということで、まさしく人の輪を広げるということでございます。その中で、各NPOの方々におきましてはそういったことで、子供たちを中心に幅広くそういった講座等をやられておられます。

ことは特に3年目となりますので、これまでやった経過等といったところも踏まえて各団体の皆さんにお声かけをさせていただきまして、できましたら、そういった代表の皆様方にお集まりいただきまして、そういったことの情報交換、または意見交換といったことをして、さらに環境共育事業の推進を図っていききたいなど、またはそういった横の連携を図っていったらというふうに考えております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

その連携の中で、NPOや民間団体は大変重要な役割を果たすと思いますが、この問題自体が自然環境全体になってきますと大変、これはまちづくりの問題と関連してくると思います。そこら辺では、まちづくりとの関係では、このネットワークの中に、各地区のまちづくり会等はどのように位置づけたらいいのでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

御質問では、住民団体、NPO団体、あるいは民間の多種多様な団体との協力関係、協働関係をどのように築いていくかということかと思えます。

もともと、現在国のほうで進めておりますが、新しい公共の事業につきましては、多様化する行政ニーズに対応するために地域住民が参加するようなコミュニティ団体をはじめといたしましてNPO、あるいは民間の企業といったようなものとの総合的な連携が必要と、こういう考えで進めております。

町におきましても、この環境問題にかかわらず多くのこういった自主的に活動する主体との連携を進めるという考えで事業を進めておりまして、まちづくり会などもその一つかというふうに考えております。NPO団体、あるいはそういったまちづくり会が自主的、主体的な活動をしながら、そういったような団体が行政とともに協力していくには、やはりこういった共育事業だとか、あるいはまちづくりのこういったさまざまな事業を通してそれらとの連携、協力関係、信頼関係をつくっていくと、こういうことが必要かと思えます。

町といたしましても、こういった事業をさまざまな補助事業等を通して支援しながら、こういった枠組みをつくっていききたいと、こういう考えでおります。

(1 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

行政がこのような自然環境をよくするために人づくり、輪づくりの連携をいろいろと対応していただいているということは、今後、地域住民の方たちも大変ありがたいことだと思います。

最後に、町長にちょっとお聞きいたします。

ただいま町が進めている日本一住みやすいまちというのは、やっぱり自然環境が南知多町では大変大きなキーワードになってくるんじゃないかと思えます。自然環境がキーワードになるということは、この町全体の財源の問題から考えますと、例えば、森林を再生したりするということは大変大きな事業で、町や何かがそれに対応すると大変億というお金がかかるというようなお話も聞いています。

しかし、住民がこの地域の山林を再生するということは、住民がお互いに理解し合っ
て、段々畑であれば、そこの地主さんが協力して、みんなが段々畑の草刈りをしたり、

またその畑をどう活用するかということを考えるわけでありまして、自然環境をテーマとしたまちづくりにおいては大変住民が参加することによって予算をかけないで、それこそ人の輪をつくって、みんな人々が参加することで実現できるんじゃないかと考えますが、そこら辺のことについての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議員がおっしゃる日本一住みやすいまち、私は人口減少をストップしたいと、それが一つの目標であるということをお示ししております。まず総合計画の中間年の見直しの後期計画におきましても、前期計画とともに5つの方針を示させていただいた中で、環境も今答弁させていただいたように一つの要素であることは間違いございません。

ただ、産業にしても、それから地域のまちづくりに対しましても、あらゆる住民の方々が組織する多様な主体がそれぞれ協力しながら町をつくっていくと、協働と連携の社会をまずさまざまな主体がおつくりいただくと。

その中で、例えば環境課であろうと企画課であろうと、それに適した後押しのできる役場の組織が寄り添っていくという形でございますので、議員のおっしゃることも重要でございますが、予算を含めて全て町がそれをやるということは当然できないことだと御承知のことだと存じております。私どもは1次産業が中心の町でございますので、例えば農業が発展すれば、そういうものも自然に回復してくる部分もあるかと思いますが、人口減少の中の1次産業の減少も含めまして、トータル的に人口減少をどこでストップするかによって、同じような中で環境も大切にしていって、そういうものが生まれてくるのではないかと期待をいたしておりますし、努力してまいりたいと思っております。

（1番議員挙手）

○議長（松本 保君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

どうもありがとうございました。

今回、私のほうの質問は、農地・里山に対して住民の関心が、今まではNPOとか各諸団体の自主的な活動だったのが、環境課の環境共育講座を実施していただいたおかげで、たくさんの住民が自分たちの自然環境をもう一度よくしていきたいという意識が高

まりつつあると考えています。それに役場のさまざまな企画課をはじめ産業振興課も含め皆さんで連携が図れるということが理解できましたので、今回はこれにて一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、石黒正重君の一般質問を終了いたします。

ここで、町長と防災安全課長より発言の申し出がありましたので許可します。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

先ほど、清水議員の一般質問の答弁に対しまして修正をさせていただきたくお願い申し上げます。

2つございます。

1つは、避難路は61カ所と答弁させていただきましたが、これは津波一次避難場所の数として間違っただけで答弁してしまいました。申しわけありません。

もう一カ所は、準避難困難地域は2カ所あり、容量不足の避難場所はないとお答えをさせていただきました。これは少し避難場所と、それから準避難困難場所とが直接的に結びついておることではなくて、準避難困難地域は避難速度によって避難できない地域のこと、避難弱者等で避難のスピードが違うというところに対して、私たちの地域にそういう避難準困難場所としてありますよというのが、実は小字で示されておりまして、19カ所あります。

もう一つ、違う概念で、避難場所の容量につきましては総務部長が答弁しましたように、避難できない可能性のあるところが5カ所ありますが、道路の上でオープンなところにつきましてはそれが比較的可能性としては低いので、避難容量に対しての容量不足の可能性は低いので、間違いなく避難の容量が足りないであろうという場所が2カ所ございまして、それにつきましては整備を検討しているということで、今その手続というか、要請に入っているということでございますので、一次避難場所の数は5カ所ございまして、そのうちの2カ所に対して今整備を検討しているということに訂正させていただきたいと思っております。まことに申しわけありませんでした。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

清水議員の3-1の再質問の中で、私が整備に係る測量は平成29年に実施ということで答弁させていただきましたが、最初の総務部長の答弁の中で来年度というふうで答弁しております。29年というのは誤りでありまして、正しくは来年度ということになりますので訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（松本 保君）

次に、3番、高原典之君。

○3番（高原典之君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

放課後児童クラブの利便性の向上について質問をさせていただきます。

以前より、国はもとより本町も男女共同参画の推進は一つの大きなテーマではありません。

子育て世代の社会参画には、放課後児童クラブは今ではもう欠かすことのできない事業であり、その中身の充実については、学童を持つ親御さんたちにとっても、職場はもとより社会的、経済的にも大きな影響を与えるもので、特に多くの女性の生涯の生き方に関係するというふうに思っております。

そこで、次の質問にお答えください。

1. 本町の放課後児童クラブに使われている予算は、町全体の予算の何%を占めているか。

2. 1の質問の割合は知多半島の他町と比べてどうか。

3. 本町は国・県からの助成は受けているか。また、その助成は何割か。

4. 観光や1次産業の多い町ではあるが、後継者難で苦勞しているのが実態です。そういった事業者に対して、自営業者の放課後児童クラブの利用は基本的に除外されていますが、自営業者こそ必要と考えないか。

5. 以前より土曜日の児童クラブの開所への要望が寄せられていますが、通年を通して土曜日も開くことが子育て世代の若い方の働き方の選択肢をふやすことにつながり、ひいては南知多町の生産人口減少の抑制にも関係すると思いますが、通年土曜日の開所を行わない理由も含め、いかに考えるか。

6. 将来、我が町も少子・高齢化に対し、学校の統合も含め育児や教育にも効率化を図らねばならないと考えるが、本町では、今、別々で行っている事業としてリフレッシュスクールや子育て支援センター、放課後児童クラブなどの子供を育てるに於ける支

援事業がありますが、地域の力を生かせるファミリーサポート事業も一緒に行い、子供たちを育てるのに関し、学校教育や児童福祉といった垣根を越える必要があると考えます。地域や行政、民間事業者が一体となった複合型の集合施設を設け効率化を図り、利用者の要望にオンタイムで迅速に応えることが本当の子育て中の家族を支えることにつながっていくと考えるが、町はどのような目標や理想を掲げているのか。

以上、お答えください。よろしく申し上げます。

なお、再質問においては自席にて行います。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、御質問1. 本町の放課後児童クラブに使われている予算は、町全体の予算の何%を占めているかと、御質問2. 1の質問の割合は、知多半島の他町と比べてどうかにつきましては関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

平成29年度南知多町一般会計の当初予算額71億1,500万円のうち、放課後児童クラブに使われている予算は1,168万3,000円で、約0.16%でございます。

また、平成28年度南知多町一般会計の当初予算額73億円のうち、放課後児童クラブに使われています予算は2,120万9,000円で、約0.29%でございます。

一般会計の当初予算額に対する放課後児童クラブに使われています予算の割合は、平成29年度では知多郡5町の中で本町が最も低い割合となっております。また、平成28年度では3番目に高い割合となっております。

放課後児童クラブの予算額におきましては、平成29年度は本町以外の4町の予算に施設整備工事等が計上されているのに対し、本町の予算には計上されておられません。

また、平成28年度は本町の予算には放課後児童クラブ教室改修工事の予算が計上されておりましたが、4町の中には施設整備工事等の予算が計上されていない町もございます。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございます。

本当に子育て支援についていろいろなことがあるので、学童保育だけでは少ないパーセント数字となってはおりますけれども、人口減少や出生率の減少が甚だしく大きいこの本町においては、本当に他町よりもよりよい制度内容でなくては、本当に本町に住んでいただきたくても、子育てする場所としてはふさわしい町として選んでいただけないということになりかねません。数字的にナンバーズリーと、下から3番目というようなことも言われていますが、ぜひともナンバーワンを目指すくらいの取り組みをしていただきますよう、これから先もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問3. 本町は国・県からの助成は受けているか、また助成は何割かにつきまして答弁させていただきます。

平成27年度に国・県の放課後児童健全育成事業の実施要綱が改正され、放課後児童クラブの児童の数が20人未満でも補助対象とされることになりましたので、平成27年度より、国・県から放課後児童クラブに対する補助金の交付を受けております。

平成28年度の事業費1,736万4,000円に対しまして、国・県ともに交付額は402万9,000円で、補助対象外経費もございますので、補助割合は国・県ともに約23.2%となります。以上です。

○3番（高原典之君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、御質問4. 自営業者の放課後児童クラブの利用は基本的に除外されているが、自営業者こそ必要と考えるにつきまして答弁させていただきます。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象としております。保護者が自営業者であっても、自宅外での自営の場合、保護者が昼間家庭にいないということになりますので、入会は可能でございます。

これに対し、自宅での自営の場合は保護者が昼間家庭にいないということに当たらず、

現在は入会できないこととしております。

しかし、自宅での自営の場合でございまして、居宅内で児童と離れて家事以外の仕事をしていて、児童の育成に当たる者がいない家庭につきましては対象とするかどうか、他市町の状況も含めて今後検討していきたいと考えております。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

ありがとうございます。

本町は第 1 次産業の多い町です。農業、水産業、観光業者も多い本町ですので、特に本当に小さな零細事業所が多い町ですので、ここの若い後継者不足が課題にもなっておりますので、そういった零細事業所の頭首にもなってもらえるためにも、そういうことも含めて考慮していただきまして、ぜひともそういった自営業者に配慮していただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問 5. 通年土曜日の開所を行わない理由も含め、いかに考えるかにつきまして答弁させていただきます。

本町の放課後児童クラブは、月曜日から金曜日及び長期休暇期間中の土曜日を実施日といたしております。議員が言われますように、年間を通して土曜日を開所したほうが子育て世代の働き方の選択肢をふやすことにつながると思います。

しかし、放課後児童クラブを実施するには支援員が 2 人必要でございまして、土曜日に実施する場合、午前 8 時から午後 6 時 30 分までと時間が長いため、延べ 4 人の支援員が必要となります。

現在、17 人の支援員で勤務体制を組み、うみっこ放課後児童クラブと豊浜放課後児童クラブの運営に当たっていますが、通年の土曜日開所につきましては、支援員の確保や体制づくりの見直しも含め、今後検討していきたいと考えております。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございます。

利用者の、特に親御さんたちも含めていろいろな要望というのは出てまいりますけれども、それに対していろいろ検討をもっとすると、来年度、再来年度というふうに時間がかかることが多いと思いますが、実際に子育てされてみえる方々は今なんですよね。今必要だという思いで、そういった要望を上げてられています。そういった方々のためにも早い迅速な対応が必要とは思いますが、特にやはり今利用されている方々以外にも、これから利用をされるであろう保育園に通われている方々のお子さんの親御さんであったりとか、特にまだ結婚されていない独身の方々がこの町に住んで子供を育てるにはどういった内容の子育て支援が必要なんですかということの御意見も、先々のことを考えるとやはり考えながら取り組んでいただくことが大事だと思っています。そういったことに対して、特に今の現在の利用者の要望というのをいろいろ聞く機会はあるとは思いますが、そういったこれから未来の子供たちのことですから、やはり将来、未来のことに対しての事業ですので、やはりこれから先々、将来利用される方々の意見も含めた要望を吸い上げるということも必要になってくると思いますけれども、そういったことへのアンケート調査をやっていただくことはできるでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

今の御質問の中で、これから放課後児童クラブを利用するであろう児童の保護者の意見だとか、独身の方々の意見を聞くような予定はあるか、アンケートをする予定はあるかという御意見というふうに理解いたしました。

今年度は、平成27年度から平成31年度を計画期間といたします子ども・子育て支援事業計画の中間年に当たりまして、計画の見直しを予定しております。この計画の見直しに必要な情報を得るためにアンケート調査を実施することを予定しております。

アンケート調査の詳細につきましてはまだ決まっておりませんが、この調査の中で放課後児童クラブの利用について、保育所に通っている児童の保護者の意向を聞くことを検討しております。以上です。

○3番（高原典之君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問6. 地域や行政、民間事業者が一体となった複合型の集合施設を設け、効率化を図り、利用者の要望にオンタイムで迅速に動けることが本当の子育て中の家族を支えることにつながっていくと考えるが、町はどのような目標や理想を掲げているかにつきまして答弁させていただきます。

リフレッシュスクールについては、不登校傾向の児童生徒に対するカウンセリングなどにより学校生活への復帰を援助するための場所でありますので、人が多く集まる複合型の集合施設ではなく、個別の場所が適切と考えております。

子育て支援センターにつきましては、現在、豊丘のむくろじ会館に親子通園事業のどんぐり園を併設しておりますが、可能ならば保育所に併設したほうがよいと考えております。

放課後児童クラブについては、児童が小学校から放課後児童クラブへ通所することを考えますと、小学校の敷地内、または小学校から児童が徒歩で通所できる場所が適切と考えております。

ファミリーサポートセンターについては、現在、本町では開設しておりませんが、事業の実施も含め今後の検討課題と考えております。

議員の言われるように、一般的には施設を集約したほうが人件費や施設の維持管理費などの経費の効率化を図れるかとは思いますが、以上のことからそれぞれの施設等の機能や目的が異なっておりますので、一概に集約するほうがよいとは考えておりません。しかし、可能な限り集約が望ましい施設等につきましては、町の財政状況を考慮しながら検討していく必要があると考えております。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（松本 保君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ありがとうございます。

可能な限り集約が望ましいというふうに考えておられるということで、ぜひとも本当にできるところからやっていただきたいものですが、これから本町も縮小する地域社会となります。本町にとって、学校教育も含め本当にいろんなところで効率化されなければ生き残ることができなくなります。将来の計画はいろいろと立ててみえるとは思いますが、学童施設を含め子育て支援においては、現状の後追い、要するに、今の状態についての問題について考えながら、後から何とか考えていこうというような後追いのことが本当に多いように思います。子育て支援計画というのは、やはり未来に若い方々の多くの意見が反映された計画を立てることが必要だと思いますが、将来、本当に財政的に負担が少なくなり、それで利用者の方々にもサービス向上も可能になるような施策をいち早く取り組んでいただきますことをお願いして、全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、高原典之君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時55分までといたします。

[休憩 1 3 時 4 4 分]

[再開 1 3 時 5 5 分]

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、壇上にて一般質問を行います。再質問は自席にて行います。

1. 空き家条例進捗について。

危険空き家は、近隣住民の不安を解消する上で重要な課題です。適切に管理されないまま老朽化が進み、解消されないまま周辺に悪影響を及ぼしている例が本町においても多々見られます。住民の皆さんからは、空き家条例は条例をつくっただけのものかという声もあります。特に、現在、危険空き家によって被害を受けている近隣住民の不安ははかり知れない思いがあります。

そこで、質問をいたします。

1番、空き家実態調査について。

平成28年6月議会で、特措法のガイドラインについて質問しました。平成27年度に策定した南知多町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生加速化交付金を活用し、空き地の有効活用や移住促進を目的として、町内の全ての建物を対象に実態調査を行い、平成29年度に空き家対策計画を策定すると答弁されています。

1-1. 実態調査の進捗状況と結果の概要はどうか。

1-2. 実態調査の結果は今後どのように活用されますか。

(2)は空き家対策計画について。

2-1. 今年度、空き家対策が予算化されていますが、空き家対策の趣旨と目的は何ですか。

2-2. 今後の策定スケジュールと、計画ではどのような事項が定められていますか。

(3)危険除去の進捗状況と今後の対応について。

3-1. 本町では平成26年4月1日から空き家対策条例が施行されているが、危険度判定の状況はどのようになっていますか。これまでに助言、指導によって危険が除去された件数はどれくらいありますか。

3-2. 代執行の実施対象となる特定空き家の状況と対応方針はどうか。

大きな2番、介護保険について。

2000年に始まった介護保険制度は、2014年6月に介護保険法の制度開始以来大幅な改正が行われ、要支援サービスを見直す総合事業は、本町では今年度4月から始まりました。今回の法改正で自治体の対応が問われる制度が幾つかあります。

1つ目は地域包括ケアシステムの構築に向けての4つの事業で、①在宅医療・介護連携の推進、②生活支援体制整備、③認知症総合支援事業、④地域ケア会議です。その中の①の在宅医療・介護連携について意見を述べます。

医療の部門では、今後一層病床削減と平均在院日数の短縮が進められ、高齢者のみならず国民は在宅療養を迫られることとなります。医療制度の改悪はみんなの力でぜひともはね返していきたいところですが、一方で自宅で最期を迎えたいという願いをかなえるために、在宅医療を充実させていくことは必要なことです。そうなると、国が言うところの医療と介護の連携による在宅医療支援や、24時間365日の訪問医療、看護、介護を提供できる体制をつくっていくことなども町の大きな課題です。

2つ目は、今回の法改正の最大の問題である要支援サービス見直し総合事業です。総合事業について、5点質問します。

1. 要支援者の訪問介護については、既存の介護事業所による現行相当サービスとサポーター事業が併存します。現行相当サービスは、現在の予防訪問介護サービスと同額の介護報酬で、暮らしのサポーターはそれより低い水準で設定し、利用料負担はいずれも1割、または2割と現在と同じとするとのこと。国のガイドラインには、これ以外にもボランティアによる訪問型サービスBなどが例示されています。現在のサービス水準を引き下げないためには、一定の資格や経験がない者によるサービス提供については安易に進めるべきではない。つまり国の言うところの訪問型サービスBを導入すべきではないと考えるが、どうか。

2. 要支援者の通所介護（デイサービス）については、現行相当サービスは継続されると聞いているが、訪問介護のような緩和した基準によるサービスの実施についてはどのように考えているのか。

3. 総合事業における対象者の選定についてです。

町では、これまでは窓口で認定申請を受け付け、一連の要介護認定業務を得て、要支援1・2などを決定しています。法改定では、明らかに要介護認定が必要な場合以外は、要介護認定を省略して基本チェックリストを使用し、総合事業の対象者を選定できると規定しています。これは介護保険利用希望者を総合事業へと誘導し、介護保険サービスを使えない権利侵害にもつながるものです。基本チェックリストのみでの対象者選定はすべきではなく、要介護認定をこれまでどおり行うべきと考えるが、どうか。

また、介護認定業務について、認定申請から結果通知までに時間がかかり過ぎるという意見も聞いています。速やかに認定がおりるよう改善を行うとともに、認定結果が通知されるまでの間に暫定でサービス利用が可能なことをもっと広く周知すべきですが、どうか。

4. 要支援1・2の方に、訪問介護で現行相当サービス、あるいはサポーター事業のどちらを提供するかは、何によって、誰が決めるのか。また、利用者が選択できるのか。

5. 財源の問題です。

総合事業を含む地域支援事業は介護保険特別会計の中で経理がなされます。事業費にその市町村の「75歳以上の高齢者数の伸び」の増加率という上限が設けられます。サービスの提供に必要な総事業費を確保し、財源が不足する場合は、国に負担を求めるとともに、必要に応じて一般会計からも補填することとし、地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスを制限すべきではないと考えるが、どうか。

以上です。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問1の空き家条例進捗についてのうち1-1、1-2につきましては私、企画部長から、2-1から3-2につきましては、総務部長から答弁をさせていただきます。

まず、御質問1-1の実態調査の進捗状況と結果の概要はどうかにつきまして答弁をさせていただきます。

空き家実態調査につきましては、平成28年度に国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、町内の全建物を対象に居住の有無など、空き家判定項目につきまして現地調査を実施したものでございまして、990件を空き家と判定いたしました。この調査で把握しました空き家に関しましては、その所在地や物件の現況につきまして、その情報を台帳として整理いたしまして、位置を地図上に表示したデータベースの整理を行っております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

990件の空き家があったということですが、全体の家屋の数と、それからその990件とどのように調査したか教えてもらえますか。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

この実態調査につきましては、町内の全建物を対象に現地を調査員が回って調査をしたものでございます。町内にあります約2万4,000件の建物、この全てを現地で目視をしております。

調査方法につきましては、建物の内部にまで踏み入れたわけではございませんで、通り等から外観で確認できる範囲となっておりますが、調査項目としましては国の空き家判定、危険空き家等の判定のガイドラインに沿った項目を取り入れておりまして、こう

いったようなところから空き家の現況、危険度や老朽度、こういったものの資料を収集したものでございます。

また、各対象の家屋のほうを回りまして、こういった空き家と判定された家屋につきましては、外観の写真等のデータ整備もこの中で行っております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

これは物すごい数なんですけれども、町の職員が調査をしたんでしょうか。

○議長（松本 保君）

地域振興課長、滝本君。

○地域振興課長（滝本恭史君）

この調査におきましては委託で実施しておりますので、町の職員ではなく業者のほうに委託して調査を行っております。以上です。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

企画部長、田中君。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、御質問1-2の実態調査の結果は今後どのように活用されますかにつきまして答弁をさせていただきます。

この実態調査は、空き家バンク制度の充実、対象物件の実態把握を目的に、空き家に該当する建物の分布状況や老朽度、危険度を調査したものでございますが、この結果の一部は今年度に予定しております空き家対策計画の策定に係る基礎資料としても活用してまいります。以上です。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問 1-2-1. 今年度、空き家対策が予算化されていますが、空き家対策の趣旨と目的は何ですかについて答弁させていただきます。

今年度、予算計上いたしました空き家対策計画につきましては、町内の適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するために、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき計画を作成するものでありまして、当該計画によりまして町の空き家対策の基本的な方針等を定めるものでございます。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

この空き家も今のところは危険空き家というふうには指定されていない空き家だと思うんですけども、これはそのまま放置しておけば、また危険空き家につながってきます。そういったことで、危険家屋にならないように住民の皆さんに何か周知をする、そういった必要があると思うんですけども、町としてはそういう対策を考えていますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

周知といいますか、毎年度、固定資産税の税務課にお願いをしまして評価の通知を出していただくときに、空き家に対するチラシを同封させていただいております。その中には住んでいない家を放っておきますと議員の言われるような危険な空き家になっていきますよと。そうなってきますと何かあったとき、責任というのは所有者の方に来ますよということをチラシのほうに記入しまして、同封して配付させていただいております。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

990件というのは物すごい数なんです。その家が、やがては老朽化して傷んでくるといことが、もう想像するとすごい大変なことになるなというふうな実感があります。

少しでも劣化をおくらせ、管理していることを市町村に示すためには、管理代行サービスとかそういったことがあるとは思いますが、今、月1回1万円とかそういうことをやっている業者の方もいます。町のほうでも、そういう管理の仕方、何か住民の皆さんに情報をお伝えすることはないでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

ただいまの御質問は、例えば危険な状態にある物件に対しまして、所有者のほうにお伝えできないかということという理解で答弁しますが……。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

もう一度、いいですか。

危険な空き家にならないためには、少しでも劣化をおくらせ、管理していることを市町村に示すためにも管理代行サービスとか、そういったサービスや何かがあると思うんです。そういったことを、今990件の空き家の持ち主の方にお知らせするとか、そういったことを町として取り組んではどうかという提案ですけど。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

失礼しました。

先ほどの990件というのは、危険ではなく空き家ということになりますが、今後におきましては議員が言われるように、今後の対策計画の中でそういったことを考えられればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

地域振興課長、滝本君。

○地域振興課長（滝本恭史君）

調査いたしました990件、これは空き家バンクの対象物件も含まれていると思われま
す。今現在、空き家バンク制度の中で、管理委託ができないかというようなことを宅建

サービスとか外部団体と何とかして町と空き家バンクと提携をして、所有者の方にそこら辺を周知できないかということ今年度は検討しておりますので、まだ実施という段階ではありませんけれども、そういった議員の御指摘がある部分については検討を行っているという状況でございます。以上です。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-2-2. 今後の策定スケジュールと計画ではどのような事項が定められているのかについて答弁をさせていただきます。

今後の策定スケジュールにつきましては、まず今月末の入札により委託先を選定いたしまして、6月に契約し、契約後は有識者等による協議会の審議を交えながら、平成30年3月までに計画を策定する予定であります。

計画に定める事項につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定されておりますが、主な事項といたしましては、①空き家等の対策に関する基本的な方針、②計画期間、③所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項、④といたしまして特定空き家等に対する措置、その他の特定空き家等への対処に関する事項などでございます。以上でございます。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、続きまして御質問1-3-1. 本町では平成26年4月1日から空き家対策条例が施行されているが、危険度判定の状況はどのようになっていますか。これまでに助言・指導によって危険が除去された件数はどのくらいありますかについて答弁させていただきます。

建築士による危険度判定調査につきましては、これまで66件の物件を対象に実施しております。そのうち56件について助言を実施し、危険が除去された件数は16件でござい

ます。以上です。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

御質問1-3-2. 代執行の実施対象となる特定空き家の状況と対応方針はどうかについて答弁させていただきます。

条例上の是正措置の順番といたしましては、助言・指導から始まり、次に勧告・命令、氏名等の公表を経て、代執行の流れとなっております。

現在のところ、町では助言の段階であることから、代執行の実施対象となる物件はございません。

代執行につきましては、全国的にも非常に事例が少なく、その実施に当たりましては、行政手続的に慎重な対応が求められております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今、危険な空き家が自分の周りにある方とか、それから子供たちが通学するときにそこを通る方たちからいろんな率直な話を聞くと、町は条例をつくったのに何もやっていないじゃないかと、代執行をする気はあるのかとか、皆さん、好きなことを言われます。代執行というのは、本当に家が傾いてすぐにでも危害を与える、そういった状況以外すぐにはできるものじゃないというふうに思うんですけれども、でも、住民の皆さんの中には、やはりここは観光地として生きているところ、そして安全・安心のまちづくりから、そういった危険な空き家があるということはどうかなというふうな意見も聞かれます。

でも、古くても、どんなにぼろくても、空き家も財産です。それをむやみに壊すことはできない、そういったことは感じます。やはり住民の皆さんと行政と、また審議会も兼ねてですけれども、皆さんが納得いくような方法で、どうしても隣近所に被害が及ぶすごい大変な状態のときについては、皆さんが納得いくような形で話し合いができて、その家を撤去するとか、そういった方向に向いていくと本当はすごくいいことだと思う

んですけれども。

それと、空き家を撤去したいと思ってもお金のない方もいます。今、町の補助額は20万ですけれども、それよりもっとたくさん出して、お金のない方にはそういう補助を出して、それを取り壊すという方法も考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。

もう一つには、撤去できないのは、家を壊せば税が6倍近くになります。そういったこともあります。これから先、危険空き家をすぐに撤去するとかというのはできないと思うんですけれども、全部お金の面から、それから全部クリアした上で危険な空き家を、どうしても壊したほうが良いという空き家については、しっかりと町のほうも皆さんと話し合いも兼ねて進んでいくといいと思います。その辺について、町長に一言お伺いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

国が特措法をつくる1年前に私どもはスタートさせていただきました。内容につきましては、代執行まで明示してあります。目的は危険な空き家を除去する、それ以外ございません。

それに対しまして、第一義的に所有者の方に今お願いをしている段階でございまして、助言までが今実行されているという状況であります。

代執行を行うということに関しまして、今議員がおっしゃったとおり自発的ないろいろな話し合いの中でやっていただくのが最高でございますが、覚悟を持ってさまざまな準備と理解を得ながら時間をかけてやらざるを得ないのが代執行だと思っています。人の財産、憲法で守られているその財産をこちらのほうでやるということに関しての厳しさは御理解いただいております。

あとは、いかに知恵を出して、例えば地域の人たちと一緒にネットで飛散するものを防ぐとか、さまざまな地域の方々との話し合いの中から、本当に危ないときには応急処置でもしなくてはならないということもあるでしょう。そういうこともあわせて、今回の空き家に対しましての総合的な計画を、国の特措法に沿うような形に当然なっていくわけですが、その中で南知多町の持っている特色を盛り込みまして、南知多町ならではの計画をつくってまいりたいと思います。そういう方向で空き家の対策をしていき

たいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

話は少し前後するんですけれども、住民の皆さんからよく聞かれる言葉で、誰も住んでいないところから屋根が落ちてきたとか、トタンがバタバタ鳴っている。そういったことを町に言っても、現場には来てくれる。でも、その後の対応がなかなかないということ言われます。やっぱり報告するということはすごく、情報を提供してくださった方に対して報告するということはすごく大事なことだと思います。その辺も今後、空き家だけじゃなくてそういう話も出てくると思うんですけれども、いつもすぐに報告する、そしてまたここで話し合う、そういった流れを住民の皆さんに届けてもらうようにしていただきたいと思います。それは要望です。

空き家対策について、最後に一言述べさせていただきます。

空き家の実態調査をもとに、より充実した空き家対策計画を充実させ、安心して安全なまちづくりを進め、住む人も、観光で南知多を訪れる皆さんにも、安心・安全な南知多町を実感してもらおうとともに、もう一度訪れたいと喜んでもらえる町にするよう、さらに空き家対策に力を入れていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、大きい御質問2. 介護保険についてのうち、御質問2-1と2-2は関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

御質問2-1. 要支援者の訪問介護について、これまで行われてきた介護予防訪問介護サービスに加え、新たにボランティアなどによる訪問型サービスBが例示されているが、サービス水準の低下を招くおそれがあるため、これを安易に進めるべきではないと考えるが、どうか。御質問2-2. 介護予防通所介護サービス、いわゆるデイサービスについて、緩和した基準によるサービスの実施についてはどのように考えているのかにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、御質問 2-1 の要支援者の訪問サービスにつきましては、本町の現状はボランティアなど住民主体による支援、すなわち訪問型サービス B については、今のところできていません。

訪問型サービス B を実施する場合、サービスを提供する主体がサービスを提供する上で十分な基準を満たすかどうかを町が審査した上で実施をいたしますので、サービス水準の低下はないものと考えております。

次に、御質問 2-2 の要支援者の通所介護（デイサービス）の緩和した基準によるサービスについてでございますが、本町の現状は今のところ準備段階であり、実施に向けて努力しているところでございます。サービス提供主体は既存の介護サービス事業所を想定しておりますので、サービス水準については確保されると考えております。

介護保険制度の改正で、介護予防・日常生活支援総合事業が導入されたことによりまして、従来のサービスに加え多様なサービスの提供が可能となりました。これにより、利用者は多様なサービスの中から、利用者により適したサービスが選択できるようになります。

御質問の緩和した基準によるサービスと訪問型サービス B は、いずれも多様なサービスの提供を可能とするため、新たなサービスとして位置づけられるものでございます。本町としましては、利用者により適したサービスが選択できるよう、今後も本町の実施体制の整備やサービス提供を担う主体の育成に努めていかなければならないと考えています。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

基準緩和型サービスなんですけれども、このサービスはヘルパーの資格がなくても、十数時間の研修を受けた方が通所サービスや訪問サービスを行うことから、事業所に出す報酬も 8 割から 9 割へと抑えられています。

また、専門のヘルパーにも大変なことがあるのに、資格がないということで不安の声も上がっています。8 割から 9 割と抑えられているんですけど、これでは基準緩和型サービスを実施する事業者があるのかも疑問です。基準緩和型サービスでサービスの質が維持できるとお考えでしょうか、いかがですか。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木茂夫君）

お答えします。

緩和型のサービスの導入でございますが、先ほど答弁いたしましたように、本町においてはまだ準備段階で既存の介護サービス事業所を受け皿として想定してございますので、ヘルパーの資格のない者とか、そういったことによるサービスの低下というものはないのではないかとこのように考えてございます。

ただ、報酬が減るのではないかとこのことなんですけど、これについてはサービスの内容が現行相当とは違いまして、時間が短かったり、一定のサービスをしないというサービスの内容が少なくなっているということもございまして、その単価が従来よりは下がるというものでございます。そうしますと、参入事業所は採算が合うのかという御指摘なんですけど、実は参入事業所においてはそのような懸念がありまして、なかなか参入が難しいということはございます。

しかしながら、昨年度、町内の事業所において、参入していただけるかということでアンケートをしたところ、訪問型につきましては2つの事業所から参入してもいいという回答を昨年の段階ではいただいております。実際に参入するかどうかは申請をいただかないとはっきりしないわけございまして、あくまで予定ですけれども、そのような状態になってございます。以上です。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-3と2-4は関連がございまして、一括して答弁をさせていただきます。

御質問2-3. 総合事業の対象者について、基本チェックリストのみで対象者にすべきではなく、要介護認定をこれまでどおり行うべきと考えるが、どうか。

また、介護認定業務について、申請から結果まで期間がかかり過ぎるため、改善を行うとともに、結果が通知されるまでの間、暫定でのサービス利用が可能なことを広く周知すべきですが、どうか。

御質問 2 - 4. 訪問介護サービスなどで、現行相当サービスまたはサポーター事業のどちらのサービスを提供するかを、何によって、誰が決めるのか。また、利用者が選択できるのかについて答弁させていただきます。

総合事業が実施される前までは、全ての場合において要介護認定申請を行い、1 カ月程度の期間を要して認定結果が通知され、担当ケアマネジャーを決めてケアプランを作成し、サービス利用開始となっていました。

総合事業が実施された後からは、議員も言われるとおり、基本チェックリストにより基準に該当した方について、要介護認定申請等の手続を経ずに、担当ケアマネジャーを決め、ケアプランを作成し、総合事業によるサービスの利用を開始することもできるようになりました。したがって、現在、要介護認定申請の基本チェックリストによる総合事業の対象者の判定も可能となっていますが、基本チェックリストのみで総合事業の対象者の判定ができる場合は、要介護認定申請をしていただく必要がないと考えています。

基本チェックリストを用いるか、要介護認定申請をしていただくかの判断は、「介護予防・日常生活支援総合事業確認票」を用い、あくまで御本人のさまざまな状況を含め、どのようなサービス利用につなげるのが本人のためになるのかという観点に立ち、御本人や御家族などから聞き取りなどによる調査・評価を行った上で、一定の基準に沿って判断を行うものでございます。

仮に、確認票と基本チェックリストの結果、総合事業の対象者とされた場合には、要介護認定申請では1 カ月程度を要するところ、より迅速なサービス利用開始が可能となるものでございます。

次に、暫定でのサービス利用についてであります。介護サービス、介護予防サービス、総合事業によるサービスのいずれのサービスを利用する場合でも、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づいてサービスを利用いたします。

先ほど、要介護認定申請から1 カ月程度を経て結果が通知された後に担当ケアマネジャーを決めて、ケアプランを作成しサービス利用が開始されると申し上げましたが、議員が言われたとおり、結果が通知されるまでの間、サービス利用の緊急性が認められる場合は暫定でのサービス利用が可能となっています。その場合におきましても、地域包括支援センターなどに相談をし、担当ケアマネジャーを決めて、本人の状況などから調査・評価を経て暫定プランを作成し、サービス利用開始となります。

日ごろ、窓口での相談、申請、訪問時などにおいて介護保険制度について御説明をさせていただいておりますが、より広く介護保険制度について御理解を深めていただくよう広報なども充実してまいりたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

ありがとうございました。

チェックリストが介護度を決める、こういったことでもすごく今回の総合支援では重要なことになっています。このチェックリストというものは25項目しかなくて、サービスの決定も審議会に諮ることもなくケアマネと、またほかにも見えると思うんですけども、ケアマネの判断でサービスを決定されるため、そのときの状況、どうしても主観が入りやすいという欠点もあると思います。その決定内容に不服があっても審査請求ができない。介護認定ではないから審査請求もできない。チェックリストによって恣意的にサービス量を減らさないようにするためにも、認定調査を介護認定、これまでどおりすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

基本チェックリストは25項目の質問に「はい」「いいえ」で答える簡便なものでございまして、住民の方が窓口にお見えになる場合、本人とその家族の方の場合や、本人はお見えにならず御家族のみでお見えになれる場合がございますが、窓口対応マニュアルが作成してございまして、基本チェックリストを行う場合は、御本人や御家族の方に設問の意味や内容、意図などを御説明し、御理解いただきながら行います。

また、必ず御本人の状態を確認させていただく必要がございますので、窓口にお見えにならない場合は、後でお宅を訪問して御本人の状態を確認させていただきながらチェックするなど確実な実施に努めているところでございますので、町の担当者の誰が対応させていただいても、結果についてはばらつき、偏りが出ないように十分に配慮し実施に当たっているところでございます。

なお、先ほど内容、状況につきまして不服と申しますか、内容が御納得いただけない

場合はそういう審査請求をすることができないということでしたが、不服がある場合、従来どおりの介護認定申請をしていただくということは可能でございます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

一応、窓口に本人が来て、窓口だけでわからない場合は自宅に行くということで、ばらつきがないようにきちっと対応するという事なんですけれども、こういう高齢者の方は、そのときはなくても隠れ認知症とか、そういったことがあったりする場合もあると思います。その辺については、きちっとやるというふうなことを今言われたので。

それから、もう一つにチェックリストにこだわるんですけれども、チェックリストでやると、住宅改修や福祉用具対応、購入も含め介護保険サービスが利用できないというふうになっています。先ほども言ったけど、不服審査請求もできない。窓口で介護保険利用の相談があった場合、同様に介護認定のチェックリストによる、とにかく窓口でやるというふうな方向で国は指導し、動いているというのがチェックリストだと思います。私たちの考えとしては、チェックリストはやらないで介護認定を押し進めていただきたいということで、これについては意見を述べておきます。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-5. 総合事業を含む地域支援事業は、事業費にその市町村の「75歳以上の高齢者数の伸び率」という上限が設けられるが、財源が不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補填することとし、利用者の現行相当サービスを制限すべきではないと考えるが、どうかについて答弁させていただきます。

仮に、地域支援事業の事業費が国の示す上限を上回った場合であっても、利用者の現行相当サービスを制限することはありません。財源については、制度上、保険料で賄われることとなりますが、総合事業を適切に実施することで、事業費の伸びを抑え、保険料の上昇を抑えることができると考えております。すなわち総合事業、介護予防・日

常生活支援総合事業でございますが、その創設を含む今回の介護保険制度の改正は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年、2025年に向け介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で暮らし続けられる社会を実現するため、医療や介護、予防・生活支援・住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が大きな目標とされています。

その中で、総合事業の導入は、従来のサービスを残しつつ、地域においてボランティアやNPO、地縁組織等の活動を取り込み、多様なサービス提供のあり方を可能とし、元気な高齢者の社会参加の機会もつくっていくよりよい地域づくりにつながるよう意図されているものでございます。

このような地域づくりにつながる取り組みを推進することで、利用者に適したサービスをきめ細かく提供することにより、適正なサービスの提供、支援の充実などにより、結果として費用の効率化も図られることを目指しているものでございます。以上であります。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

国のガイドラインによると、新総合事業そのものの実施は避けられないとしても、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインには、サービス単価について、予防給付の単価を上限として市町村が定めるとしています。介護報酬は2015年度には加算を入れても2%以上削減され、多くの介護事業所の運営は大変苦しくなっています。ガイドラインによれば、新総合事業には単価設定は現行どおりとすることも可能となっています。国の法改定で総合事業そのものの実施は避けられないとしても、地域の介護の実情から出発し、ガイドラインをうのみにしないで、多様なサービスはあえて急いでつくらず、まずは現在のサービスを維持、確保するといった自治体もあります。南知多町も事業所をさらなる困難に追い込む単価の引き下げをすべきではないということをまず言いたいと思います。この件についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木茂夫君）

ガイドラインによりまして、現行相当のサービス、それから単価を上限とするという

ふうになってございます。市町村によって、それより下げるということは可能となっているのでございますが、サービス提供事業者への受け入れもございますので、今のところ本町におきましては現行どおりということでございます。

将来的にはどうかということでございますが、現行のサービスではない緩和した基準のサービス、それから先ほども言っておられるサービスB、そういったものについてはやはり単価というのはそれなりに設定していかなければならないと考えておきまして、近隣市町村とのバランスも見ながら、南知多町だけ下げるということも難しいというふうに思っておりますので、近隣市町の動向も参考にしながら設定してまいりたい、このように考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

地域包括ケアシステムの構築なんですけれども、介護や、その家族や地域に押しつけるものではないかというふうな疑念もあります。それによって社会保障費の削減が進むのではないか、そのために介護サービスを受けたくても受けられない、介護度が重症化してしまう人がふえてしまうのではないか、さまざまなことが今度の総合事業では危惧されます。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、地域包括ケアシステムの構築は医療や介護、予防、生活支援、住まいを包括的に提供することで、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けられる社会を実現することを目指しているものでございます。

また、費用につきましては、必要とされる介護サービスをきめ細かく提供したり、さまざまな介護サービス提供主体を掘り起こしたり、また元気な高齢者の社会参加の機会をつくったりすることで、結果といたしまして費用の効率化が図られる、そういうことを目指しているものでございます。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

総合事業については、まだまだ町のほうも前に内容自体も進んでいないというお話は聞いています。これから先、総合事業を進めていく上での要望ですけれども、住民サービスを削らないように、これまでどおりの介護、それからデイサービス、介護サービスを受けていけるようにぜひ努力してください。

最後ですけれども、介護保険では、政府は介護保険の負担をふやし、給付を削る不当な改悪を続けて、老後の安心、安全な暮らしをないがしろにしてきましたが、今また2割から3割への負担増など、介護離職、介護難民を広げかねない介護保険法の改悪を自民・公明・維新各党などの賛成多数で可決・成立させました。このような福祉切り捨ての攻撃から住民の命と暮らしを守る自治体本来の責務を果たすためにも、介護保険制度の拡充に格段の努力をしていただくよう重ねて要望して、私の質問を終わります。

最後に、この一般質問で任期8年間、32回目の質問を終わることになります。拙い議員生活でしたが、同僚議員や町職員の皆さんの御理解と御協力のおかげで、住民の願いを町政に届け、幾つかの貴重な成果を上げることもできました。この場をおかりして関係者各位に心から感謝を申し上げます。長い間、ありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、山下節子君の一般質問を終了いたします。

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 14時54分]